

平成29年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月9日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
大 谷 純 一 君	9
小 林 正 明 君	16
橋 本 和 之 君	26
高 橋 祐 二 君	32
大 澤 成 樹 君	41
○次会日程の報告	48
○散会の宣告	48
散 会 (午後 1時35分)	48
第4日 6月12日(月曜日)	
○議事日程	49
○出席議員	50
○欠席議員	50
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	50
○職務のため出席した者の職氏名	51

開 議 (午前 9時00分)	5 2
○開議の宣告	5 2
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○報告第1号の上程、説明、報告	6 5
○報告第2号の上程、説明、報告	6 6
○報告第3号の上程、説明、報告	6 7
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○同意第2号～同意第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○同意第5号～同意第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○次会日程の報告	8 4
○散会の宣告	8 4
散 会 (午前11時35分)	8 4

第 8 日 6月16日(金曜日)

○議事日程	8 5
○出席議員	8 5
○欠席議員	8 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 5
○職務のため出席した者の職氏名	8 6
開 議 (午前 9時00分)	8 7
○開議の宣告	8 7
○閉会中の継続調査の申し出	8 7
○町長挨拶	8 7
○閉会の宣告	8 8
閉 会 (午前 9時07分)	8 9

平成29年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月5日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 平成29年6月9日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	大	澤	成	樹	君	2 番	酒	卷	広	明	君
3 番	橋	本	和	之	君	4 番	大	谷	純	一	君
5 番	森		雅	哉	君	6 番	川	田	延	明	君
7 番	高	橋	祐	二	君	8 番	小	林	正	明	君
9 番	柿	沼	英	己	君	1 0 番	細	田	芳	雄	君
1 1 番	青	木	國	生	君	1 2 番	襟	川	仁	志	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年6月9日（金）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	高橋祐二君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	襟川仁志君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	椎名信也君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	小暮秀樹君
経済課長兼 農業委員会 農事務局長	荒井稔君
都市整備課長	石橋俊昭君

会 計 管 理 者 長
兼 会 計 課
教 育 委 員 会 長
事 務 局

小 寺 晴 美 君
宗 川 正 樹 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
書 記
書 記

田 村 恵 子
安 西 菜 月
久 保 田 新 一

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（襟川仁志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（襟川仁志君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項4件、報告3件、条例改正3件、補正予算2件、その他1件、人事案件12件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、「被爆者が核兵器を禁止し廃絶する条約呼びかけた国際署名や、国への意見書などへのご協力のお願い」1件が提出されておりますので、報告いたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成28年度2月分・3月分及び平成28年度・29年度4月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

6番 川 田 議員

7番 高 橋 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（襟川仁志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から16日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から16日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（襟川仁志君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は、全員一問一答方式で行います。

最初に、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号5番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

では、最初の質問です。「広報ちよだ」の35年分を電子化し、DVDとして1枚3,500円で販売が始まりました。私も早速1枚購入させていただきましたが、とても興味深い内容で楽しむことができました。これはすばらしい取り組みだと思います。3,500円で500枚の発行ということで、全て販売すると税込みで175万円になります。在庫を残さないほうがよいということもありますが、せっかく制作したのですから町民の皆様にはぜひ入手していただきたいと思います。

それについて少しお聞きさせていただきたいと思います。4月17日の上毛新聞での記事によりますと、将来的には町の公式ホームページでの公開も検討しているということですが、公開してしまうと購入率の低下も少し心配されます。しかし、その点に関しては、インターネットに接続できる環境のない方や手元に置いておきたいという方もいらっしゃると思いますので、特に問題はないかもしれません。つきましては、今後の販売の方法やPRなど何か計画があるようでしたら教えていただけますでしょうか。例えばイベントで販売することやチラシを製作してPRする、35年分の中から興味深そうな記事を取り上げて紹介することや、みどりちゃんチャンネルで取り上げるなど、そのようなことを考えていらっしゃるのかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、改めましておはようございます。森議員の質問にお答えいたします。

本町の「広報ちよだ」につきましては、昭和30年10月1日、千代田村報第1号が発行されました。昭和34年1月1日、第40号で「広報ちよだ」に名称を改め、その後も時代とともに内容やデザインを変えながら創刊から60年以上の歩みを刻んでまいりました。「広報ちよだ」には、千代田町の町政に関する記事を初め、その時々大きな出来事やお知らせ、地域の話などもふんだんに盛り込まれており、町政の歴史を振り返る記念として、もちろんふるさと千代田の歩みを知り、これからの本町のあり方を考える上でも第一級の歴史的な資料と位置づけることができると思います。

町では、その大変貴重な価値に着目しまして、現在も危惧している資料の経年劣化による毀損や散逸、滅失等を防止し、歴史的資産として後世に引き継ぐため、創刊号からの「広報ちよだ」をデジタル化し、誰もが便利で気軽に閲覧できるよう、平成28年に「広報ちよだ」デジタルアーカイブ事業に取り組み、「広報ちよだ縮刷版」DVD 2枚1組を限定500個セットを作成しました。デジタル化した全データをもとにキーワードや年代別の検索もできるような機能も付加しております。

平成29年4月より広く町民の皆様にも閲覧をいただきたいと考え、有償頒布として実費相当額を基本として、1セット3,500円で販売を開始したところであります。6月7日現在で38セット売り上げ実績となっております。

ご質問の販売方法につきましては、4月号の「広報ちよだ」や町ホームページでの周知、まちづくり町民集会でのお知らせをさせていただきました。また、議員からのお話もありました4月17日付の上毛新聞においてもPRをさせていただいたところであります。今後より多くの方に千代田町の歩みを知り、郷土愛を深めていただくために、「広報ちよだ縮刷版」DVD版の完売を目指し、現在の役場会計課窓口の販売だけでなく、町のイベントや行事などにおける移動販売の可能性なども模索していきたいと考えております。

なお、町公式ホームページでの記事の一般公開につきましては、当面の間は見合わせていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、議員各位の皆さんもぜひ購入していただいて、千代田町の歴史を振り返っていただければと、こう考えておりますので、議会終了後でもよろしくひとつお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。第一級の歴史的資料ということで、私もそう思います。もう少しやはり部数が伸びるといいと思いますので、私も協力していきたいと思います。千代田町の今までの皆さんの努力とか歴史が本当に詰まっているものだと思いますので、多くの方が楽しみに見ていただければと思います。

では、次の質問をさせていただきます。千代田町総合福祉センターの送迎について質問させていただきます。もう既に検討されているということも聞いておりますが、具体的な内容を確認させていただきたいと思います。

千代田町総合福祉センターの送迎ですが、現在は朝と夕方の2回になっています。これですと、朝に総合福祉センターに行った方は、夕方まで家に帰ることができません。お昼に家で御飯を食べたい人が帰宅できるように、もう少し便を増やすようにできないもののでしょうか。それが実現しますと、午前中は家にいて、午後から行きたいという方にも便利になると思います。それについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 総合福祉センターの送迎バスにつきましては、町の社会福祉協議会において運行しております。総合福祉センターが開所して以来20年ほど運行しております、その間ルートの軽微な変更等は行ってきましたが、基本的に1日2回の運行自体は変わっておりません。しかし、その間ふれあいタウンちよだの造成や舞木土地区画整理、ジョイフル本田の進出など、町内の環境も目覚ましく変わってきております。

また、本町におきましても高齢化社会の進行が進んでいるところから、誰もが安心して暮らせる、安心して充実した生活を送れる地域社会の実現を目指し、千代田町地域福祉計画、地域福祉活動計画を作成しております。この活動計画の中において、今の町の現状に適合したバスの運行の見直しが計画されておまして、現在社会福祉協議会において福祉バスの運行内容の見直しの検討作業を行っているところであります。そんなに先にならないうちにこの辺の改善もできるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） 見直しの計画やいろいろ検討されているということで、とても楽しみにしております。

それと、次なのですが、送迎のコース、先ほどは時間の件だったのですけれども、使う人にとってより便利なルートを検討したり、柔軟な対応をしていただければと思いますが、これについても既に検討されていると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） バスの運行回数ということなのですが、これは運行回数や運行ルートにつきましては、より利便性の高いものとなりますように、現在社会福祉協議会において現地の確認を含めた詳細な運行内容の検討に入っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。より利便性のよいものになるように、私も期待しております。

では、次の質問をさせていただきます。買い物弱者、買い物難民と呼ばれることがある生活用品などの買い物に困っている方々が千代田町でも問題になっております。現状としては、近所の方をお願いしたり、スーパーで配送してくださっているケースもあると聞いています。高橋町長も以前からそれを気にしていらっしゃると思いますが、それについて何か具体的になってきているか、あるいは計画ができていないかまたは何か実現がやりづらい点などあるか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 買い物難民対策ということですが、本町におきましても高齢化社会の進展が進み、核家族化や町民の生活様式の変化、また商業施設の大型化、郊外化などのさまざまな要因により、特にひとり暮らしの高齢者の方々を中心として日常の生活必需品の買い物などが困難な状況であると認識をしております。

そして、その対策におかれましては、交通インフラの整備や商業振興、新たなサービスの創設などが考えられますが、いずれにいたしましても買い物難民の解消には、新たな施策の創設や既存事業の調整、関係所管の連携協力などが必要であり、本町の現状に当たりましては施策を展開していきたいと考えております。

また、今現在で利用できる行政サービスといたしましては、介護保険をご利用の方におきましては生活支援サービスとして買い物代行などが利用できます。更には、買い物弱者対策にもつながる新たな事業として、町社会福祉協議会においてあんしん福祉サービス事業を本年度において始めるべく、現在事業の検討調整準備を行っております。これは、町内にお住まいの日常生活を営むことにおいて支援が必要な高齢者、障害などをお持ちの方々等を対象にサービス利用会員に登録をしていただきまして、本事業に賛同いただいた地域住民の方々が協力会員として登録し、生活必需品の買い物代行、ごみ出し、住居の清掃、整理整頓など、簡単簡易な範囲での生活サービスにご協力をいただく住民参加型の事業となっております。

今後におきましても、安心して日々の生活が送れるまちづくりを行政はもとより、さまざまな分野の方々の協力を得ながら推進していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。いろいろと検討され、準備も進んでいるということと、あと買い物だけでなく、ごみ出しとか、その他いろいろな不便を解消すべく動いてくださっているということで、私も期待しておりますので、またよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（襟川仁志君） 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） おはようございます。4番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

平成28年第2回定例会において高橋議員が都市計画道路について一般質問されましたが、今回は違った視点から一般質問したいと思っております。

都市計画道路赤岩新福寺線について質問します。この道路は、平成12年4月に計画決定され、平成23年度から事業許可を取得し、社会資本整備総合交付金の採択を受け、国庫補助金による補助率が50%から55%で工事を実施してきたとの町長の答弁がありました。

そこで、そもそも都市計画道路をなぜ計画し、どういう経緯で計画決定されたのか、町長にお尋ねします。簡潔に時系列的で経緯をご説明いただけたらと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 都市計画道路がなぜこういう形で計画されたのかということの時系列的にということなのですが、まずこの都市計画道路につきましては、都市の骨格を成形して、機能的な近隣市町との広域的な連携など都市活動を確保するために、まちづくりに大きくかかわる道路であることはもちろんであります。都市計画法に基づきまして将来の都市像を踏まえ、あらかじめルート、幅員が決定された道路であります。

本町では、平成12年の4月に、おおむね20年後の平成32年を見据えまして、6路線、約10キロが都市計画決定されております。赤岩新福寺線につきましては、3.6キロメートル、幅員が17メートルで決定されております。

ご質問の進捗状況等でございますが、平成28年度末現在1.1キロ、石田食堂様の裏から東へ区画整理区域の東端までが供用開始となっております。計画道路の延長対比では約31%となっております。現在では舞木地内の石田食堂様の裏から西へなかさと公園入り口、セブンイレブンまでの区間、これが270メートルと、赤岩地内の区画整理東端から県道赤岩足利線までの区間の190メートルを平成23年度から社会福祉整備総合交付金の採択を受けまして、用地買収及び建物補償等を順次進めております。国からの交付金が激減されている状況ではありますが、おかげさまをもちまして平成28年度末現在で約83%の用地買収等のご協力をいただいております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） この赤岩新福寺線は、主要県道足利千代田線の代替道路、つまりバイパスとして申請なさっているのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） これはバイパスではなくて、都市計画道路ということで、今現在そこにあります足利赤岩線、そこまでの計画となっております。それから先はまだこれからなのですが、バイパスではなくて、あそこにおかれましては平成12年度に、先ほど述べたように、平成12年度にたしか6路線ですか、6路線を都市計画道路の中の一カ所ということで捉えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、不幸なことに東日本大震災、熊本地震や鳥取地震など、各地で天災が起きた結果、国の財政に余裕がなく、復興を優先第一ということで、補助率が10%程度となってしまっていることは、ご承知のとおりでございます。これは被災地のことを考えれば、我々の道路は必需の道路ではなく、あったらいい的な道路は我慢しなければならないというのは至極当然なことであります。それが結果として補助率削減という結果になっているわけでありまして。

その削減された補助金を頼みに、毎年少しずつ前進してきたわけでありまして、先ほど町長の答弁にありまして、平成27年度が82%、28年度が83%、1%増えたわけですけれども、残りの用地、建物について何軒ぐらい残っているのか。残りの買収にどれくらいの費用がかかるのか。そして、残りの道路単体の工事としてはどれくらいの金額を積算しているのか、町長にお尋ねします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今現在どのくらいの金額等が残っているかという部分も含めましてですけれども、まず住宅の移転費用でありますけれども、これが建物補償費につきましては、これまで8軒で、約1億7,800万円です。残りが4軒、4,800万円程度を見込んでおります。用地買収費につきましては、これまで5,900平方メートル、約7,700万円です。残りが1,200平方メートルで、約1,800万円を見込んでおります。従いまして、建物補償と用地買収費を合わせた残りが約6,600万円を見込んでおります。道路築造費につきましては、西側舞木地内分と東側赤岩地内分を合わせて約1億円超を見込んでおります。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ただいま4軒というふうにありましたが、残りのこの住宅に住む方とは合意の見込みがあるのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 残りの方は、今年度を目安に担当課のほうが一生懸命今交渉に入ったり、入るところであります。1年間を目安に何とか交渉して、何が何でもこれはあそこの道は通そうと思っていますので、担当課も一生懸命今やっているところでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ご承知のとおり道路は田や畑に通すのなら簡単ですが、実際に住んでいる方に移転していただくのは並大抵の苦勞ではできません。一番いいのは、「道路ができるのでどいてください」と、「はい、わかりました」といただける住民の方。次は、「少し待ってください」と、「時期が来たらどきます」と言っただけの方。一番難航するのは、やはりもう先祖伝来の土地だとか、あるいは自分のつくったうちに思い入れがあるので、壊したくないとか、そういう方は大変だと思う

のですけれども、そのような場合に行政として代執行もあり得るのか。あるいはなるべく伝家の宝刀は使わずに、粘り強く交渉するのか。最終的な町長のお考えだと思いますが、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 最終的に行政代執行があり得るのかという質問なのだと思うのですが、それは全く考えておりません。これは粘り強く交渉に当たりまして、ここ1年を目安にやっていくのがこれは妥当かなと、こう考えておりますので、お願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 道路建設は、長い時間と経費と粘り強い交渉が必要で、5年、10年は早いほうだと伺いました。一人はみんなのための精神で、町民が恩恵を享受できる道路がいち早く開通することを切に望みたいと思います。

そして、次に毎年少なくなった補助金が当てにできずに、少しずつしか前進できないこの事業に対し、町長は昨年の答弁で、町単体でもやらなくてはならないとの認識を示したと思いますが、残りの費用をもし町で借金した場合に、起債した場合に、何億借りて何年で払って何%の金利というふうにお考えなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） もし交付金が見込めない場合のことを想定しているのだと思うのですが、これは国においては、先ほど議員が述べられたように、東日本大震災、熊本地震の復興が第一優先だと考えております。次に、防災安全とかインフラ老朽化対策が重点事業となっております。

新設街路事業に係る交付金が全国的に激減している、先ほど議員が述べたとおりであります。平成29年におかれましては、県より新規工業団地へのアクセス道として重点事業の配分をいただきました。平成28年度におかれましては、830万円余に対して、約2.5倍の2,080万余の内示をいただくことができました。交付金については、本来事業費の55%は厳しい状況ですが、これまでも建物補償費に単独費を充当してきましたが、残りについても事業推進のためにある程度は単独費を充当してでも早期完了に向け進めてまいりたいと考えております。

本町においても、鉄道と国道がない町でありますので、早急に整備を行っていきたく思います。最終目的はいろんな部分の人口、住民の交流人口の増加も望みたいと思っております。先ほど、仮定で交付金ももし圧縮された場合にはどうするのだという部分ですが、これはまだ今年度の部分も、実は先週も永田町のほうに行ってきました、陳情してきたところであります。今年度からまた新たに我々が描いていた以上に交付金もいただいておりますので、それ以上今年度もまたいただくように努力をしていきたく思います。

先ほど私のほうも昨年度も述べたように、ここは交付金がもし思うように来なくても、来るように努力はするのですけれども、もし来ない場合は、これは町のほうで自分で資金を捻出してでもやろうと、こう考えています。金額のほうは、まだその全体像の交付金が来ないことには、今年度の交付金が来ないことには、金額が全体像がまだ把握できませんので、来た段階でまたお知らせしたいなと思っています。

道は開通して初めて役に立つものだと、こう考えております。途中で終わっているのでは、これはだめだと思しますので、開通して初めて道は役に立つものだと思っていますので、よろしくお願ひします。先ほど議員が述べたように、一人は万人のために、万人は一人のためにという言葉がありますが、交渉にぜひ何が何でも今年度残りの交渉の地主の方には交渉して、先が見えるようにはしたいと。来年度はうまくいけば工事のほうにも着手できるかなと、このように考えています。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、都市計画道路赤岩新福寺線が南北に延びる県道152号赤岩足利線に接続するまでの事業が決まっているわけですが、それを延伸して農免道路まで接続したいとの町長の展望が昨年ありました。私も新福寺、中島、舞木権現を通過して、赤岩五反田道を通して農免道路につながれば、明和町の国道122号へとつながり、物流面も含めて大変便利になります。

そこで町長にお尋ねしますが、県道赤岩足利線より東側、町民プラザの南側を通過して農免道路に至るまでの区間は、都市計画決定はしていないと思いますが、早く地元住民に理解を求め、延伸する方向性を出したほうがよいと思いますが、お考えはどうでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 都市計画道路から今ある町道に延伸はするのかなということだと思っておりますけれども、本町におかれましては、先ほど述べられたように、鉄道、国道がない町であります。縦軸と横軸となるアクセス道路の整備は大切かと考えております。今後の町のためにも、まずは東西の軸となる赤岩新福寺線は、真に必要な交通インフラと認識しておりますことから、平成30年の完了を目指して現在進めております。

更に、県道赤岩足利線から東へ広域農道接続についても、明和との連携のもと接続して延伸していきたいと考えております。明和町においても、現在キャンパック様の丁字路から122号バイパスまでの間について整備を行っていただいているところであります。

町の将来のランドデザインを考えていきますと、将来もし今の段階でもこの東西の道がやはり先ほど述べたように、都市計画道路、更にはそれと結ぶ道、議員がお話するように、これが重要な道になってくるかなと思っています。そう考えていきますと、これから設計等もございまして、設計を幾つかの案を出して、あそこに保健センターもありますので、その辺もいろいろ勘案しながらこれから設計をしたり、地権者との交渉にもこれからいろいろ精査して入っていこうかなと、こう考え

ております。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、この都市計画道路赤岩新福寺線が当初予定の県道赤岩足利線に接続した時点か、あるいは農免道路に接続した時点で、この都市計画道路は県のほうから町道から県道へと昇格することになっているのか、あるいは町から県に対して県道への昇格を要望するのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 県道を昇格するかという質問なのですけれども、これは幹線町道の27号線、広域農道の県道昇格については、以前平成23年度及び24年度に開設されました館林邑楽地域市町村懇談会において、群馬県知事へ明和町と共同で要望を行ったと伺っております。県道昇格については、時間もかかりそうですが、当路線の重要度は明和町と共通認識を持って、昨年度には明和千代田地域東西広域幹線道路整備研究会を設置いたしました。県館林土木事務所におかれましても、メンバーとして加わっていただきまして、今後も県及び明和町と連携をした中で整備手法の一つとして技術的な問題点を研究してまいりたいと考えておりますので、今後の明和さんとのことも含めまして、今後検討していきたいと、こう考えております。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 都市計画道路が県道へと昇格した場合、既存の主要県道足利千代田線の、さっきバイパスではなくて都市計画道路だと、町長ご答弁ありましたが、既存県道を町道へ降格し、町で管理することになるかもしれませんが、そうした場合、中島から赤岩の信号、あるいは延伸した場合、下中森までの長距離が町の維持管理対象道路となるわけですが、その場合の年間維持額というのはどのくらいと積算していますでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 現段階では、県より県道昇格には交通量や道路構造の問題など長時間を要しますが、条件が整えばの要素の一つとして、並行する既存の県道は町道として格下げとならざるを得ないと伺っております。

町の負担する年間維持費額はどのくらいかと考えているのかとのことですが、現段階ではあくまで仮にの話でしか申し上げられませんが、並行する既存の県道としては、主要地方道足利千代田線と上中森川俣停車場線が該当してくるかと思います。負担する年間維持額については、状況によって大きく変わってくると思います。舗装の穴埋めや路肩の除草程度であれば年間数百万円程度から、部分的な路盤入れかえによる舗装補修であれば数千万かかることもあろうかと思います。

また、一定区間の路盤入れかえによる舗装補修となると、億単位でかかってくる場合も想定される

と思います。その辺も踏まえた中で県及び明和町と連携し、最善策を研究してまいりたいと考えております。

県道と申しますと、町道と交通量もまた変わってくるわけです。そう考えていきますと、上の表層だけでなく、下層路盤のほうも全部入れかえていく状況になってしまうのです。そうしますと、億単位の資金がかかってしまうという状況かなと思いますので、これはまた明和さん、当町と、あとは館林土木、県等で相談をしながら、これはタイミングもあることですから、極力町の負担がかからない方向でこれは考えていこうと思います。お願いします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） あと1点質問なのですが、仮に中島のセブンイレブンの入り口、まだちゃんとでき上がっていませんが、を入り口と、県道赤岩足利線の県道にぶつかったところを出口とするならば、入り口である中島のセブンイレブン付近の交差点の改良工事、いつをもって着手する予定なのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ちょうどこちらから行きますと都市計画道路の突き当たりですよね。これに関しましては、今年度は用地買収等を済ませまして、更には来年もしくは再来年に工事を予定しているかと、こう考えております。

あそこのところが、入り口が今石田食堂さんのちょうど西側になってしまっておりますけれども、あれを抜くことによってスムーズに車、トラック等も入ってくるかなと、こう考えておりますので、今年度は買収、来年度には工事着手と。場合によっては東側を先にやるか、西側を先にやるかという部分においては、来年、再来年の工事になってくるかなと、こう考えております。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） そこで、最後に問題になるのが、先ほど町長もおっしゃっていましたように、県と国との交渉です。補助率が微々たるもので、町が単独で起債し、事業を完了しましたと。県道に昇格します。あとの維持補修は県でしますと。しかし、旧県道の足利千代田線は、これから町で面倒を見て下さいというのでは、県にいいとこ取りをされているようで、町の負担が更に増えるように感じます。

釈迦に説法ではありますが、現在の県道足利千代田線は8メートル道路で、歩道も狭く、危険性があるために交通の流れを都市計画道路に振り分けたいということが大義かと思えます。今後県や国に対し、いかに大義を納得して補助率を上げてもらい、スピード感を持って工事し、いかに早く開通させるかが事務方の腕の見せどころだと思いますので、期待しております。

道路は完成して初めて道路の役割をなすわけで、交付金が見込めない今、町はこのまま少しずつ工事を目指すのか、起債をして一気に進めるのかの岐路に立っていると思います。将来のために起債を

起こして未来の人にも借金を背負わすのか、難しい判断が迫られています。年間予算50億の町が、5億、10億の借金をすることは、年収500万の人が50万、100万の借金をすることと同じように、たやすいことのように思われますが、町の予算では突発的な民生費や教育費、土木費の出費もあり、慎重に決めなければなりません。執行部側には改めて起債金額、もし借金する場合、期間、金利等十分精査していただきまして、ご提示していただければと思います。

最後に、町長、ご意見があればお願いします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ご意見があればということなのですけれども、私はよく思うのですけれども、町の将来像、町のグランドデザインですよね。道もそうですけれども、これをいろいろ考えていきますと、将来的に橋がそこにもしてできたならば、こういうことをいろいろ私も考えるのです。寝る前も朝起きてからも考えるときがあるのです。そうしますと、いろいろ考えると、先ほど言った横軸のこの道を橋が、新橋が一応県のほうの予定ですと34年までに着手予定という予定にはなっているのです。

これはあくまでも予定なのですけれども、そう考えていきますと、その前に、ここの今議員が述べられたこの都市計画道路、あと延伸も含めてこの道は非常に重要な道かなと、こう考えております。そう考えていきますと、この道がもし開通した場合は、開通したときには、工業団地初め、いろんな買い物客、地元住民も含めて随分物流の物の流れも変わってくるのかなと、こう考えております。そう考えていきますと、その後今県道で活用しているところの舞木、赤岩、瀬戸井、上中森、五箇地区、新福寺も含めて、今ある県道です。この辺の車もかなり少なくなってくるのかなと、こう考えております。その後は、新たな今手をつけているところの道、都市計画道路延伸も含めて数年後には開通させて、その後利根川新橋という状況になっていきたいなと、こう考えております。

更には、先日皆さんにお知らせした工業団地の件です。これも32年度に完成予定という状況で目指しておりますので、売りやすくなるかなと、こう考えております。将来を見据えたいろんな道だけではありませんけれども、将来を見据えた町の施策というのが非常に大切になってくるのかなと思います。もし議員のほうもいろんな方と接した中で提案をしていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） それでは、ただいまより一般質問に入らせていただきます。議席番号8番、小林正明です。

質問は、教育委員会に対してですが、2つございます。まず、1つ目の質問に入らせていただきます。いじめ問題とその対策についてお尋ねいたします。

いじめの問題は、昨今毎日新聞報道あるいはテレビ放送等々で本当に報道されている件数というか、内容といいますか、多くございます。いじめ防止対策推進法は、2013年9月に施行されました。学校には、いじめ防止対策基本方針の策定と対策組織の設置を義務づけたということであります。これはご承知かと思えますけれども、滋賀県の大津市の中学2年生が2011年10月にいじめを苦に自殺を図ったと、自殺をしたと、それがもとになっておるようであります。

心身に重大な被害を受けたり、長期欠席を余儀なくされたりした場合を重大事態と定義しております。学校には、文部科学省や自治体への報告が義務づけられている現状であります。残念ながら法施行後もいじめを苦しめた自殺等は続いております。具体的には、次の質問とさせていただきます。4項目、いじめ問題と対策について問うの中にあります。

まず1つ目ですが、いじめ防止プログラム、フォーラムの年間計画等についてお尋ねいたします。現在の活動状況等々についてお願いしたいと思います。

また、いじめ加害・被害経験のある4年生以上、小中学生においては、9割が被害者もしくは加害者あるいは両方、そういった調査結果も政府機関系から出ております。国立教育政策研究所の追跡調査結果によれば、いじめ加害・被害経験が9割と、驚くべき数字が出ているということの結果報告がありました。千代田町においては、そんなことはないかと思えますけれども、その辺の調査、もし調査されていましてその数値、実態報告。もしなされていなければ、今後ぜひとも検討していただきたいと思えますので、あわせて質問させていただきます。よろしくお尋ねいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

まず、何点かあったのですけれども、いじめ防止プログラムの年間計画、そういうのがあるのかどうかということについてお答えしたいと思います。町内小中学校におけるいじめ防止プログラムについては、学校ごとに作成されているいじめ防止基本方針に年間計画が掲載されています。

主な内容といたしましては、いじめ問題を意識化する取り組みやいじめの早期発見のためのアンケート実施、学校行事、特別活動等による人権意識の高揚や人間関係の形成、情報機器の取り扱い等について考える取り組み、挨拶運動の実施などです。詳細については、各学校のホームページをご覧くださいと思っております。

なお、今年3月に文部科学省でいじめ防止等のための基本的な方針の改定があったため、今年度各校のいじめ防止方針を見直し、修正を行っていく予定です。

また、広域的ないじめ防止に関する取り組みについては、10月ごろに板倉高校が中心となって、館林邑楽地区の小中高等学校の児童生徒が集まり、いじめ問題について考え、話し合い、発表し合ういじめ防止フォーラムといった取り組みがあります。それを受けて町では、12月に小中3校の児童生徒会の役員が集まり、いじめ防止に向けて各校で取り組んでいる内容を発表したり、いじめに関する共通テーマで考えを出し合ったりする千代田サミットを毎年実施しております。今年度も開催する予定であります。

年間計画は以上で、続いて件数まで。続きまして、いじめの件数の認識はということでございますが、まず認知件数ですが、平成23年度小学校は2件、中学校が4件、24年度は小学校5件、中学校はなし、25年度は小学校5件、中学校2件、26年度は小学校5件、中学校はなし、27年度は小学校1件、中学校1件でした。そして、昨年28年度は小学校33件、中学校3件となりました。昨年度の件数が急激に増加していますが、これは全国的にいじめによる重大事態が発生し、文部科学省からいじめの捉え方をもう一度見直し、どんなに小さいことでも積極的にいじめとして認識するような指導があったためです。

また、認識されたいじめの内容で多かったものは、悪口や嫌なことを言われる、からかわれるでありました。続いて、嫌なことをされる、蹴ったりたたいたりされる、仲間外れ、無視されたりすると続いています。これらのことから、いじめと捉えるか捉えないかは、受け取る人によって違いますが、相手の心を傷つけてしまう心ない言葉が使われていたり、行為が行われていたりすることは確かであります。根気強く児童生徒と向き合い、いじめがなくなるよう取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） どうもありがとうございました。詳細については、今伺いました。それはアンケートと先ほど教育長おっしゃいましたけれども、全校生徒の調査だったのでしょうか。いわゆるこの全数という言い方はおかしいですね。生徒数全員を対象としたアンケートの結果だったのでしょうか。後でお答えいただきたいと思います。後でというか、次の質問に入るときに回答をいただければと思います。

今後の展開といたしまして、いじめを少なくする、防止する。先ほど千代田サミットを開いていますと。実は私、4年ぐらい前でしょうか、その中に参加させていただきました。当時のことを思い出すと、一生懸命真剣にやられていることが印象に残っております。

ただ、私一番懸念するのは、今重大事項、重大事態がないからいいのかな、これは喜ばしいことなのですが、逆に考えたら重大事態が起きないように対策をとるのが、まず一番大事かなと思います。それについてもう一度お考えがありましたら、先ほどの回答と一緒にお願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えしたいと思います。

まず、初めの全体のいじめ調査であったのかということですが、これは全員に調査しております。月に1回ほど調査して推計をとって、どういう事態なのかを検討して、これはいじめとして認識したほうがいいのかどうかを調査して、その上で挙げている数字です。特に子供ですから、小さい子供ですので、ちっちゃいときにはいじめられたとか、悪口を言われたもいじめた、いじめたということになっていますので、その辺について本人がいじめられたというふうに認識した場合には、いじめとして報告するような形をとっております。

続いて、現在の対策と今後についてどのようなことを考えているのかという質問でございますけれども、各学校ではいじめ防止、いじめ問題への対応に向けていじめ基本方針が作成されています。いじめは、人間として絶対に許さない行為であります。どの学校にもどの学級にもどの子供にも起こり得るものとしていじめ問題を捉え、いじめ対策に対する校内組織の編制、未然防止、早期発見、早期解消……

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長、それについては質問されていないと思いますが。

○教育長（岡田 哲君） そうですか。そうしたら、対策等々ということで、ではこの次にまたお話を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。それでは、続きまして2番目の質問に入ります。

対話式授業、アクティブラーニングについての現状。現在どのようにやられているのか、あるいはこんなような考え方で今後展開します、それでも結構であります。やはりアクティブラーニング的な発想、要はしっかりとした話し合いですね。生徒が話しやすい発表を中心に、主体的、対話的に学ぶアクティブラーニング、それを言っているようですが、対話式授業、これは先生が行う授業はもちろんそのようにされていると思いますけれども、やはりより児童生徒の発言を促す、そして考えさせる、言葉のキャッチボールをしっかりする、そういった指導の仕方が大事かと思っておりますので、現状あるいは今後どのような考えでアクティブラーニングをやっているのか、お尋ねいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

対話式授業、アクティブラーニングはどのようになされているのかということですが、次期学習指導要領では、主体的、対話的で深い学び、これを称してアクティブラーニングと呼んでいますけれども、そうした授業の視点に立った授業を改善して、質の高い学びの実現を目指していきなさいというのが国の方針として出されております。

対話的というのは、話し合いというイメージが浮かぶと思いますがけれども、文部科学省のいう対話的な学ぶというのは、子供同士の共同、教師や地域の人々との対話、先人の考え方を手がかりに考えることなどを通して、自己の考えを広げ、深めていく学びとしています。表面的、形式的な話し合いではなく、他者とのやりとりを通して多様な情報が入ってくることにより、自分の考えをより確かにしたり、新たな考え方に気づいたり、1人だけでは生み出せなかった考えを生み出したりと、思考を広げて深めていくといった目的を持った対話や話し合いの活動のことです。

今でも1時間の授業の中で隣同士のグループなどで考えを出し合ったり、意見をまとめたりといった学習活動は、どの学校でも行っていましたし、現在も行っていきます。しかし、形だけの話し合いになっていることも否めません。そのため、何のための話し合いなのか、話し合いでどんな考えを児童生徒から引き出したいのかなどの目的を明確にした対話的な学習として位置づけられるよう、授業改善を図っているところです。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。それでは、次の質問に入らせていただきます。

現在の対応と今後の対策についてお尋ねいたします。群馬県、県いじめ問題対策連絡協議会においては、ネットいじめ防止、SNSを介したいじめ防止の自主ルート等を今討論が始まった、会議が始まったとも聞いております。昨今はネットいじめ防止策、無料通信ラインなどSNSを介したいじめが深刻な問題となっております。

この間も新聞投書で読んでいましたが、19歳の女子学生の投書でしたけれども、まさしく、半分大人になっている年代であるわけですが、中学生時代ですか、高校時代なのか、振り返ったような内容の記事だったのですが、こんなことが書いてありました。SNS、インターネットを介してのネットいじめというのは、本当に深刻だと。これは学校外の問題でもあるのですが、そういったことでネットいじめ防止の自主ルールの考え方、あるいは家庭内での、これは教育委員会の見解と若干ずれますけれども、延長線上で考えれば、家庭内でのルール化についての考えについてお尋ねをしたいと思えます。

そしてまた、大泉町の例なのですけれども、いじめ問題調査委員会の設置を県内で2番目にすると、この間新聞報道で知ることができました。千代田町もそういった対応を含めて、現在の対応と今後の対策についてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ネットに対するいじめ等も含めて対策、それから国の方針等も含めてご返答したいと思います。

現在の対策と今後の対策なのですけれども、先ほども申し上げましたけれども、いじめ防止といじ

め問題の対応については、いじめ基本方針を作成して対応しています。いじめは、人間として絶対許されない行為ではありますが、どの学校にもどの学級にもどの子供にも起こり得るといふ、そういう問題点で問題を捉えなさいということになっております。

そのため、校内の組織、未然について、早期発見とか早期解決、重大事態への対応など、基本方針について各学校で組織、計画的にいじめ防止に現在取り組んでいるところです。例えば先ほど申し上げましたけれども、児童生徒がいじめについて考える取り組みとして、小学校では年数回、いじめ防止集会を開催しています。中学校においては、生徒会が主体となって毎月第2火曜日にいじめについて考える時間を設けています。

早期発見に関しては、どの学校も毎月生活アンケートを行い、その情報をもとに聞き取りを行うほか、アンケートで訴えがなくても気になる児童生徒には声がけをして、声がけを行うようにしています。

今後の対策としてですけれども、昨年度文部科学省の方針が改定になった点や重大事態が発生したときのいじめ問題対策委員会の設置、組織等について再認識するとともに、教育委員会のいじめ防止基本方針を見直し、それをもとに各学校のいじめ防止基本方針の必要な箇所を修正していく予定でいます。

また、教育委員会では、平成27年度より携帯、スマートフォン等の所有率等の調査を実施しております。小学校高学年は3割程度、中学校ですと半数以上が所持をしているという現実があります。携帯やスマートフォンだけでなく、ゲーム機やタブレットなどを含めたインターネット接続機器の所持率となりますと、小学校中学年でも6割を超えます。

こうしたインターネットやSNSによるいじめは、現在表にあらわれてこないいじめとして大きな問題となっておりますので、その防止に向けたルールづくりや保護者への啓発も含め、対策を考えていきたいと思っております。教育委員会ではまだアップはしていませんが、重大事態等が発生した場合の取り組みについて具体的に動けるような形のを今取り組んでいる、つくっているところです。大まかなところはもう全てでき上がっておりますので、近いうちにアップさせていきたいと考えております。

また、いじめ問題等についても、ネットの関係のいじめ等々が問題になることもあるのですけれども、それらについても保護者への啓発とか、子供たちへの使い方のマナーであるとか、そういうことについて十分配慮した指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。それでは、時間の関係もありますので、次の質問に入らせていただきます。

大きい2番目の質問であります。道徳の特別教科化についてお尋ねいたします。道徳の特別教科化

について、2018年度から特別の教科に位置づけられる道徳の小学校用教科書の検定結果が公表されました。副読本の読み取り中心の授業から、考え、議論する道徳への転換が図られるとのことであります。教科書全てにいじめを題材とした記述が盛り込まれております。

一方、教師の皆さんにおかれましては、現在でも非常に多忙であり、どのような授業をしていただくのか、教師多忙の改善策も課題がございます。そのような背景のもとに質問させていただきます。4つございます。

まず1番目、考え、議論する道徳への対応策についてお尋ねいたします。現在の事例がありましたら、その紹介をお願いします。そして、今後の展開等をお尋ねいたします。

また、西小学校においては、学校だよりの中に記載がございましたけれども、今年度から道徳について一生懸命といたしますか、しっかりと教育をすると、学校だよりも載ってございました。もし西小学校での具体的な活動内容なり展開がありましたら、ご報告といたしますか、お答えいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

まず、道徳の教科化についてでございますけれども、どんなような授業をするのかということだと思っておりますけれども、文部科学省では今回の特別な道徳の位置づけの背景に、深刻ないじめ問題が挙げられているということを指摘しておりますが、これまでの道徳の授業の中の指導にも既にいじめに関する指導等、直接ではありませんけれども、行われておりました。善悪の判断、正直、誠実、勇気、親切、思いやり、友情、公正公平、生命尊重などの発達段階に応じていじめに関する内容がたくさん盛り込まれておりました。

さらに、教科化される道徳では……

○議長（襟川仁志君） 教育長、申し上げます。

ちょっと事務方と相談してください。答弁が違うみたいなので。

○教育長（岡田 哲君） では、議員さんの質問にまたもとに戻りまして、議論する道徳ということでまずお答えしたいと思います。

児童生徒は、よい行い、悪い行いをするということはわかっています。道徳の時間に資料を読んで、登場人物の心情を理解することもできています。しかし、あくまでも頭の中で理解しているだけであって、自分のこととして考え、実践に結びつけることは不十分であると思います。そのため文部科学省は、今後考え、議論する道徳への切りかえていくように示されております。例えばよいことだとわかっているけれども、それを実践することの難しさや、悪いことだとわかっているけれどもやってしまう人間の弱さ、一人一人がみんな違った考えを持っていることなどを気づかせていく授業をしていくというもの

です。

このような授業を行うには、児童生徒の実態を十分に把握し、どのような児童生徒に育てたいのか、道徳を通して何を考えさせていくのかを明確にした上で教材の活用や他者の考え方や感じ方に多く触れる工夫をした授業づくりが必要になってきます。学校現場では、今まで行われてきた道徳の授業をもとに見直しをしていく必要がありますので、教育委員会では国や県からの授業づくりに関する情報などを伝達し、各校では県で行われている道徳に関する研修などに代表者が出席し、それを全職員に広げるなど本格実施に向けた準備を行っているところです。

なお、西小学校では、道徳の授業を校内の中心となる研修に位置づけて、全教職員で共通理解のもと、特別の教科、道徳に移行できるように現在取り組んでいるところですが、具体的な内容となりますと、校内研修として道徳を取り上げまして、そして子供たちの中からたくさんの意見を出させる教材の提示の工夫をまずするというのだそうです。そして、いろんな意見が出てきた後で、それに対してお互いに意見を交わし合っって考え方を深めていくという、そういう授業ができるようにしていくということで、今研修を進めているところです。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 次の質問へ入らせていただきます。

多忙の教師、そしてその教師への研修、そして教科書の選定理由、これ8社、24点選択肢があるようですけれども、何かその基準がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

教科書の選定方法ですけれども、各学校には道徳教育推進委員という担当がおりまして、その教員が中心となって県主催の研修会において国の動向や研修を受け、所属校の教職員に最新の情報や研修内容を伝達したり、本格実施に向けて準備をすることなどを整えたりしております。

また、一昨年、夏期研修で教職員向けの道徳の授業づくりに関する研修などを行いました。そのほか、東部教育事務所の前期学校訪問では、どの学校でも必ず道徳の授業を1つ以上参観してもらい、指導助言を受けて授業の改善に取り組んでおります。

教科書の選定についてですが、小学校は来年度から教科化が実施されます。今年度教科書の選定が行われますので、それは千代田町は邑楽郡と館林によって構成されている東毛第3地区の教科書選択地区の協議会を経て選択されることとなります。中学校に関しては、平成31年度から教科化のため、来年度に道徳の教科書選定が行われる予定になっております。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ちょっと時間が押してきましたので、1問飛ばさせていただきます、最後の質問とさせていただきます。

教師の多忙化解消の改善策についてお尋ねいたします。現在、特にこれから道徳だけでなく、次期学習指導要領においては、先ほど教育長の答弁にもありましたが、英語が小学校の英語、そして新たなプログラミング等が教育として導入されるわけであります。そういった中で教師は非常に多忙であります。全国の教師の多忙化解消は、本当に課題となっております、群馬県の教育委員会においても新年度に改善策を検討する協議会の立ち上げに取り組む予定とのことであります。

一つの事例であります、勤務時間が11時間超えである。そしてまた、中学校教師の過労死水準が58%、この数字をめぐっては難しいところありますけれども、6割弱の方がもう過労死寸前の労働環境、状況にあると。これには部活動の休養日設定が必要ではないのか。横浜市の例であります、ハッピーアフタースクールの考え方も大事なことではないのか。

そしてまた、実務的な仕事として校務の支援員の方、そういった事務的な補助員の考えです。そして、部活動指導員の考え方等あわせて現在の状況と、そして今後の対応についてお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（襟川仁志君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

教師の多忙化ということですが、それが児童と向き合う時間が少なくなる。子供たちに目が通らなくなって、いじめ原因になっていくのではないかとということのご質問かと思っておりますので、現在新聞等で教員の多忙化が問題になっています。授業以外に会議、部活動、授業の準備、生徒指導などで問題が起きたときの対応などで多くの時間を費やしているのが現状です。これらを少しでも解消するために、まず学校では校務の効率化としてパソコンでの事務処理、会議時間の短縮化などの工夫を行っています。町で各校に配置している学習支援指導助手や特別支援教育支援員も教職員の負担軽減の一助になっているというふうに考えております。

また、日ごろから教職員は、生徒指導の問題が起こらないように学級づくりや学校が楽しいと思えるような魅力ある学校づくりに努力しているところであります。

次に、休暇の取得等も大事な要素であると考えます。休めるときに休むというので、昨年度から子供たちが夏季休業中のときに県で決められている行事を持たない期間の平日5日間は、学校自体を完全閉校としています。更に、夏休み、長期休暇中に年次休暇を4日以上取得するように管理職が教員に積極的に声がけを行っているところであります。

中学校では、部活動が勤務時間の多くを占めているので、そのあり方について学校で話し合いがなされているところであります。これから夏の大会や新人大会に向け、部活動に熱が入る時期なので、多くの休みを設けることはできませんが、下校時刻を日の入りの時刻によって設定しているため、冬

季は比較的部活動の余裕を持てるようになっていきます。

また、大きな大会が行われるのは夏から秋にかけてであるため、冬には定期的に部活動休暇日、休業日を設けていく方針で調整を進めております。

更に、今後中学校における教員の多忙化解消策の一つとして、国が提案している部活動指導員の導入についても、国の動向や本町の実情を考慮して、その導入を検討していきたいと考えているところであります。健康な心と体があつての仕事ですので、他地域の取り組み等も参考にしながら教員の多忙化解消に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） あと4分になりましたので、本当に最後の質問をさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 質問は、申しわけないですけれども、できませんので、まとめに入ってください。

○8番（小林正明君） まとめに入ります。

どうもありがとうございました。教師が多忙で子供に向き合うゆとりがなければ授業に工夫を凝らすこともおぼつかない。そんなわけで、学校の業務のあり方をきちんと整理して効率的な運営を図っていただくとの答弁をいただきました。誠にそのとおりでと思います。よろしく願いいたします。

それでは、部活指導員の考え方なのですが、地域社会の中でなかなか、先般教育長ともちょっと会話をさせていただきましたけれども、元気な高齢の方を部活指導員として招くようなことができないのか、今後考えていかななくてはいけないなと思います。いわゆるアクティブシニアの方です。そういった方を何とか部活動の顧問等々に招聘することはできないのか、最後の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 5分を切りましたので、質問はできませんので、まとめに入ってください。

○8番（小林正明君） と考える次第であります。

今後とも子供たちの健全育成のためには、教育委員会、学校側としての対応が非常に不可欠であります。もちろん私たち議員も一般住民の一人として、今後教育委員会が活動しやすいように、学校が運営しやすいように協力する所存であります。お互い意見交換しながら今後とも前向きな教育行政ができるようにともに頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時26分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（襟川仁志君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（襟川仁志君） 続いて、3番、橋本議員の登壇を許可いたします。

3番、橋本議員。

[3番（橋本和之君）登壇]

○3番（橋本和之君） 3番の橋本です。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく2つを予定しております。まず1つ目は、調整池の活用策についてです。この質問の目的から先にお話ししますと、新規工業団地に造成予定の調整池は、公園など多目的に利用できるように設計していただきたいということであり、既存の調整池についてもその場所その場所に合った利用ができるように変更を考えてもらいたいということでございます。

私は、以前から担当課長に、上中森地区ふれあい団地北側の調整池とジョイフル本田南側、a u ショップ東側の調整池に、主にアシと思われる雑草が生い茂り、虫が湧き、衛生的にも、見た目の景観的にもよくない旨を話しておりました。特にふれあい団地側は、現在も住宅地を販売中の場所であり、購入希望者の購買意欲に水を差しかねない見栄えと思います。定期的に除草作業をしているということでしたが、どのみち管理費を使うのであれば、2つの調整池は常に水がたまっている場所であるため、その水を利用したビオトープや親水公園のようにして景観をよくしたり、これからの話はハードルが高いのですけれども、ハスを植えレンコンの栽培をしたり、ナマズなどの魚の養殖をしたりして、6次産業化につなげるというのはどうかと、いろいろ提案しておりましたが、課長からも既に費用面で問題があるとは伺っております。

しかしなのですが、今回の新規工業団地は、まさに新規ですので、単純に決められた面積の調整池と緑地をつくるのではなく、調整池の周りを緑地で囲い、その周りをウォーキングできる公園にするとか、調整池内にふだん水がたまらないような場所であれば、人が中に入るようにしてベンチを置くだけでも、人によっては散歩コースが1つ増えると思われれます。

また、壁の的を描けば壁当てのテニスができますし、壁を垂直ではなく、Uの字のようにすることによって、スケートボードができるようにすることも可能です。そういったちょっとした工夫でたくさんの方が楽しめるようになります。また、それらによって将来オリンピック選手が誕生し、「私の原点はあの工業団地内の公園にあった」と言う人が出てくるかもしれません。

今回は工業団地内の調整池なので、池内にたくさん柱を立てて、その分面積は多くつくることができますけれども、ふたをして社員駐車場や来賓駐車場として利用していただくというのはどうでしょうか。購入する企業にとっても付加価値の高い土地利用となると思います。これらのことを踏まえまして、今回の新規工業団地の調整池について、多目的に利用できるよう設計する予定があるのかということをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 新規工業団地の調整池の件なのですが、調整池は大規模開発時における開発面積に応じた治水対策として、当該地域の時間当たり最大雨量の5年確率、30年確率の気象観測数値をもとに、放流先である河川の被流量、いわゆる単位流域面積当たりの流量に合わせ、一定時間貯留できるだけの容量を設けなければなりませんと、こうあるわけです。新規工業団地においても、当然必要となりますが、調整池の目的は治水対策であります。

平時に公園などの多目的に利用できるものにしてはどうかとのことですが、新規工業団地の最終目的は分譲すること、すなわち企業誘致であります。群馬県、特にこの東毛地域は、企業様が興味を持ってくれる地域ですが、理由として道路網のアクセス性がよい、電気・ガス・工業用水などのインフラが整っている、自然災害が比較的少ない、そして埼玉県と比較すると、土地の単価が安いということもあります。特にこの地域では地下水位が高く、平常時に多目的な公園として利用できるような構造とする場合は、調整池を浅くしないと乾いた状態を保つことはできないと思います。調整池を浅くすると、浅くした分の貯留容量を面積でカバーしなければならないと思います。予定している面積より広げていく必要があるかなと、こう考えております。できるだけ分譲単価を安くするには、売れない調整池の面積を大きくしたり、必要以上にお金をかけてしまうと、分譲単価がはね上がってしまう可能性があります。従いまして、本末転倒となってしまう可能性もあります。

ご質問の意味は十分理解できますが、この地域の特性上、適さない状況と考えますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご答弁ありがとうございます。治水対策、防災対策というのが大前提であるということですが、私のほうも存じ上げております。課長のほうから地下水が高いという話も聞いております。費用がもちろんかかると、売るに当たって費用がちょっと増しますよということも伺ってはおりますが、ほかの自治体でも工業団地をつくって、自治体間の競争にもなると思います。そうすると、売れない調整池なのですけれども、活用することはできると思うのです。それを企業に選んでもらう一つのポイントになるのではないのかなと思います。

また、ジョイフル本田西側の商業施設なのですけれども、これはまだ売れていないと思います。町長初め当局者の方がすごく努力しているのは、私のほうも存じ上げています。あそこにも調整池があります。あれも、さっきちょっと言いましたけれども、ふたをして、もちろんその分面積が上がってしまうのですけれども、ふたをすることによって、例えば商業地なので、一時的に売るわけにいかないのですので、商品の搬送とかに使ってもらうとか、そういったことで切り口を変えたアプローチというのでしょうか、そういうことも可能なのではないかなと思います。

また、先ほども申し上げましたけれども、ふれあい団地の調整池なのですけれども、衛生的にも景観的にもよくないし、恐らくクレームも出ていると思います。そうすると、少し手を加えて公園など

にすると、売っていますから住宅の販促にもつながって、最終的にはよい投資となるのではないかなということも考えられるのですが、その辺を含めて既存の調整池、今度なのですけれども、変更していくというお考えがあるかどうか、聞かせてください。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 既存の調整池について予算をとって、新たな施設で目的を持って変更してはどうかという質問ですよ。

先ほども回答したとおり、多目的に利用できる施設とするためには、底を浅くして、浅くした分を面積でカバーする必要が生じてきます。また、何らかの施設を設置した場合も、治水対策上必要な容量を確保した上での設置となるかなと、こう考えております。12.1ヘクタールなのです、今度新たに開発するところは。そうしますと、浅くしますと面積を広くとるわけですから、12.1ヘクタールを業者さんのほうに緑地帯と調整池のほう、これを売るわけにいかないですよ。そうしますと、それを面積をもっと広げることによって、その単価がもう少しはね上がってしまうと、単純にこういうことなのです。

そうしますと、この目的は治水対策なのです、調整池は。そう考えていきますと、現段階では厳しいかなと、こう考えております。既存の調整池は、ふれあいタウンちよだ内に3カ所あるわけです。面積を広げることは物理的に厳しいかなと、無理だと思います。

また、何らかの施設を設けるには、施設以上に容量確保のための費用が想定されると思います。町にはなかさと公園を初め、東部運動公園、昭和公園、くらかけ公園、ふれあいタウンちよだ内にも南公園と西公園がございますので、限られた予算の中で調整池の活用に予算を投入ではなく、既存の公園の維持管理、また活用していただくように努めてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。治水対策の話がずっと出ておりまして、私も理解しております。やっぱり治水プラスアルファというのが必要かなという認識で私はおります。

例えばよその自治体とかで役場の庁舎なんかを新設するときというのは、平時は役場の庁舎で、何かのときは防災対策の本部ですよといった2通りの考え方をしてつくります。それとちょっと切り口を変えたというのでしょうか、反対の方向のアプローチなのですけれども、調整池というのは防災のためにつくる、治水のためにつくるのですけれども、平時は何もないというのでしょうか、平時の有効利用も最初から念頭に置いてつくっていただければ、より活用の幅が広がるのかなというふうに思っております。この質問はこの辺にしたいと思います。新規工業団地もまだちょっと時間がありますので、改めてご検討いただくといいかなと思っております。

続いての質問にちょっと移りたいと思うのですが、次の質問なのですけれども、千代田町の観光対

策についてです。先日、3月11日、19日に行われた日帰りツアーですけれども、私も19日にツアー参加者のお出迎えということで、ほかの議員の皆さんとキャベツの刈り取りからコケ玉づくりまで参加させていただいたわけですが、ツアー参加者の喜ぶ姿を見て、千代田町を知っていただくこと、体験して感じていただくことのきっかけとしては、大変意義深いものだったと感じました。ツアーに最後まで同行したわけではございませんが、とても評判がよかったと聞いています。

そこでなのですけれども、アンケートなどでツアー参加者の生の声をとっているようなら、お聞かせいただきたいと思います。また、ツアーを運営した東武トップツアーズの旅行業者としての評価、町の評価、この3点、参加者の評価、業者の評価、町の評価を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 3月11日、19日に行われたバスツアーのことに關してということです。日帰りバスツアーにつきましては、千代田町の魅力を存分に知っていただくために、ぐんま総合情報センター、通称ぐんまちゃん家、千代田町、そして東武トップツアーズ株式会社と連携をしまして、千代田町の認知度、イメージアップを目的に千代田町周遊ツアーを企画したものであります。

募集を開始後、多くのお客様から問い合わせをいただきまして、チラシ配布から2週間で完売をいたしました。キャンセル待ちの状況となりまして、都内から多くのお客様を誘客することができました。これは東武トップツアーズの企画の中でもトップクラスの速さで申し込み終了となったものと伺いました。今現在体験型のツアーが人気となっております、コケ玉づくりと野菜の収穫体験が魅力的だったと伺っております。

参加者の評価につきましては、アンケート調査を行ったところ、81%が「満足」、18%が「ほぼ満足」との回答をいただいております。特に齊藤いちご園でのイチゴ狩りが好評で、「今までに食べたことのないおいしいイチゴだった」と評判でありました。

また、館林駅では駅長のお出迎えや、千代田町到着後の私と議員さんとみどりちゃんのお出迎えを行いまして、ツアーにかかわった皆さんが親切で温かいおもてなしで対応したことも好印象を持っていただいたと考えております。

町といたしましても、地域の魅力を発信しまして、参加者の多くの方に満足していただいたことを、また千代田町を知っていただいたことは、一定の成果は上げられたと考えております。今後も引き続き町のPRに努めまして、交流人口の増加を図っていきたくと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

よく思うのですけれども、これから掘り起こす観光とか、私も昨年度も言ったのですけれども、町をPRしていくのには、まずいろんなところから町外の方が来ることによって体験型、体験型のお祭りに関してもなのですけれども、体験型をこれを行っていただかないと長く続かないと、こう考えて

おります。今年度、議員が述べられたように、行った企画は、まずキャベツの収穫、イチゴ狩り、コケ玉づくりと、この体験型、これが好評だったと、こう考えております。今後も継続してまた行っていければと、こう考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。大変高評価だったということで、町の企画としてもよかったのかなと思っております。特に体験型がよかったという町長のお話でございましたけれども、評価は今聞かせていただいたのですけれども、ある程度継続的にしていかなないと、一定の評価というのはなかなか下せないところもあるのかなと感じておりますが、それを含めてなのですけれども、今後もしていきたいというお話がありました、具体的に例えば今年度こういうのをやりますと、時期とか内容とか決まっているものがあれば教えてください。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど述べたように、今年度もまた行いたいと、こう考えております。

3月に実施されました千代田町をめぐる日帰りバスツアーにつきましては、ぐんまちゃん家と千代田町、そして東武トップツアーズの目的と要望等合致しまして、千代田町単独の周遊ツアーが可能となり、実施されたわけであります。町といたしましても、引き続き千代田町をめぐるツアーを企画していただけるよう群馬県と連携をしまして、ツアーを企画する旅行会社等に働きかけていきたいと考えております。

なお、現在のところ、今年の8月と9月の2日間の予定で、ぐんま総合センター、ぐんまちゃん家と東武トップツアーズの企画になります館林邑楽地域をPRするためのツアーといたしまして、板倉町、明和町、千代田町の3町をめぐるコースで予定されております。千代田町におきましては、ニガウリ狩りとサントリーの工場見学という内容と今のところなっております。来町の際には、3月のツアーと同様に、親切で温かいおもてなしの心を持ちながら迎えていきたいと考えておりますので、またそのときは議員さんのほうにも呼びかけたいと思いますので、ぜひまたご協力をお願いできればと、こう考えています。

当町におかれましても、マラソンにおかれましても、今年もまた2回目企画するのですけれども、おもてなしの心というのが非常に大切かなと思います。3月11、19日にも議員各位がおもてなしの心を持って出迎えてくれたことが成功裏につながったのかなと、こう考えておりますので、次回もまたご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。8月と9月にまた実施をされることが決まっているということで、大変喜ばしいなと思います。

また、千代田町だけではなくて、板倉、明和、ほかの自治体とも協力することによって、その地域

を盛り上げていく、知らしめていくということには大変いいことだと思います。これを通して更に千代田町に来てもらうということができればいいのかなと思っています。

さて、ちょっと最後の質問に移りたいと思うのですが、千代田町の観光資源といいますと、何といっても利根川になると私は思っています。休日になりますと、ジェットスキーなどのマリンスポーツをやり、町外からたくさんの方が利根大堰近辺から渡船場付近まで来てくださいます。

先ほど質問したツアーと違って、呼び寄せることをしなくても人が集まっていく流れが既にできています。このことは、とても価値のあることだと私は思っています。あとはその流れをより大きくして、また多く長くとどめることができれば、多大な経済効果が見込めるのではないのかなと思います。

そこでなのですけれども、先日全員協議会で永楽農協と富永農協の移転の話がありまして、現在の永楽農協の跡地利用ということで、マリンスポーツ向けにレストハウス、休憩施設のようなもの、そのときの話だと川の駅のようなものでもあったかなと思うのですが、という案が出ていました。実現すれば人の流れに大きな影響を与えることができると思います。この案は、農協さんの意向や動向にも多分に左右されます。実際の実現性も含めて、今後どのように進めていくのか、現在の状況がうかがえればなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 農協の支所の関係だと思うのです。JA 邑楽館林の支所編成に伴いまして、永楽支所用地の活用につきましては、3月17日の全員協議会におきまして町の活性化事業として説明をさせていただいたところであります。

本事業につきましては、JAからの要望を受けまして、本町に合った活用方法を町内で協議したところ、千代田町の知名度を上げまして、町内の活性化につなげられるような町の観光拠点の一つとして整備したいと説明させていただきました。

施設の概要といたしまして、芸術の拠点となるような本町出身の書家や芸術家による作品展示や収蔵、町内から出土した遺物、また町に古くから伝わる伝統工芸品などを展示できる常設ギャラリーと、利根川から近いという利点を生かしましてウォータースポーツやサイクリングの愛好者が気軽に立ち寄れるような休憩施設ということで、トイレとかシャワールームとかカフェといった設備を備えた文化歴史施設として利根川の来訪者が利用できるような休憩室として、2つの要素を兼ね備えた融合施設ということで考えているものであります。

これまで本町におかれましては、文化や歴史にかかわる施設がありませんでしたので、歴史や文化に関する資料を後世へ継承するとともに、その魅力を広く町内外へ発信することで、交流とにぎわいを創出し、未来の千代田町を考える出発点となる歴史文化施設の整備ができればと考えております。

その後具体的に進んでいるのかとの質問ですが、JA 永楽支所の移転ということが前提の事業でありますので、5月上旬に町側とJA 邑楽館林側におきまして、本事業を連携して進めていくというこ

とで意思の確認を行ったところであります。今後のスケジュールといたしまして、支所の移転先の検討協議を行いまして、その後に用地交渉ということになります。

また、あわせて移転先の開発許可の事前協議と、農地であれば農振除外等の事務処理が必要となってくると考えております。今後もJ Aと連携をしながら協議してまいりたいと考えております。今現在呂楽館林のJ Aのほうが、今年度中に明和のほうが再編で1支所に仕上がるわけでありまして。その次もしくはその次あたりを目安に行っていければと、こう考えております。

議員がご承知のように、当町におかれましては、利根川に多いときですと600人からのマリンスポーツを楽しみに来る方がいるわけです。今庁舎内で新たな財源確保も含めまして、この利活用も含めて、利根川の利活用含めまして今いろいろ検討しているところであります。あそこに来る方にいろいろ聞いてみますと、シャワールームが欲しい、カフェが欲しい、トイレが欲しいと、いろいろ要望があるわけです。そう考えていきますと、その要望をいろいろ聞きながら、要望に応じていきながら、それに見合った金額もいただくということを考えておりますので、それと文化と歴史の拠点というのが千代田町は、町民プラザとかいろいろあるのですけれども、これ文化と歴史の拠点というのがないのかなと、私的にはこう思うのです。

そう考えていきますと、ちょうど赤岩、あそこの通りのところに歴史文化の拠点となるようなものを展示したりして、いろいろ皆さんに見てもらおうということを考えておりますので、それは農協といろいろまた連携をとりながら相談していった中で、今後の進め方でまた進んでいくかなと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご答弁ありがとうございます。来年度、再来年度にはという話もございまして、本当に実現性を帯びて進んでいるなということがうかがい知れました。本当にすごくいい、実現すれば千代田町の重要な観光資源となることが期待できますので、ぜひ強力的に進めていただきたいと考えております。

私も千代田町以外の友達なんか来ると、ここに寄っていけばというところがなかなか千代田ってないのです。では、ジョイフル本田とかというと、何でもあるところでございますよね。千代田だからあるというものができると思われますので、あそこに寄って、例えばこのランチを食べていってよと、どうせ来たのだったらといったところができるということは、本当に重要なことだと考えますので、今後期待します。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（襟川仁志君） 以上で3番、橋本議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、高橋議員の登壇を許可いたします。

7番、高橋議員。

[7番（高橋祐二君）登壇]

○7番（高橋祐二君） 7番、高橋です。議長に許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

高橋町長、町長になられて1年、今年で2年目ということで、町長になったときからいろいろと公約がありました。その中で行政サービスの向上ということで、町長のほうで公約が上がっていました。行政サービスの向上、町民への最大のサービス業として、その中で全職員が今認識して仕事をしているのか。行政、住民間の交流の強化はできているのか。町の情報を町民へ早く伝えられているか。それら行政サービスについて、今3つのことをお尋ねしたいのですが、6月の町の広報紙に行財政改革大綱というのが発表されました。その中にも町民サービスの向上、町民参加の推進ということで細かく載っていました。これらを含めて具体的に行政サービスについて、町長の見解をお聞きます。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 行政サービスの向上でよろしいですね。

私は、昨年就任をいたしましたときの訓辞の中で、行政は最大のサービス業としてスピード感を持って業務に邁進してほしいというお話をさせていただきました。また、提案等があればいつでも提案をしていただき、私が判断してよいと思うことは進める。もし失敗をしたときには、全責任は私が負うということをお伝えさせていただきました。

昨年度は、全職員と意見交換も行いました。さまざまな意見や考えを聞くことができました。もちろんよい意見は行政運営に反映するようにしております。このほかにも職員の評価制度の導入や職員からの新たな財源確保の、先ほども述べたように、財源確保の提案も募集をしているところであります。

本年度は、柿沼財務課長を中心にプロジェクトチームを立ち上げ、提案のあった意見を精査しながら財源確保策の見直しを行っていかうというふうに考えております。

私は思うのですけれども、縦割り行政でなく、横の連携をとり、オール千代田で取り組んでいけるよう、ここにいる幹部職員である課局長とは週に1回のミーティング、更には月に1回の課長会議を行っております。信頼関係の構築も図っております。また、係長や中堅職員には、部下や同僚の指導を怠ることなく、町民に笑顔で接し、スピード感を持って対応するよう指示をしております。

新人職員に対しましては、全員と意見交換を行い、私なりの職員への思いをお話しさせていただきました。いずれにいたしましても全職員一人一人が行政のプロであることを自覚し、町民の幸せのために業務に当たられる職場づくりに努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） 行政全員がプロであると、そういう言葉なのですが、町民にいろいろ町からの情報が伝わっていないのではないかというふうに感じております。去年の6月に私も一般質問でやらせていただいたのですが、町の情報を防災無線等を使ってどんどんお知らせしていくという質問を

させていただきましたが、「検討します」という答えで終わっています。

先月ですか、千代田町、群馬テレビで30分間、「ぐんま一番」でしたっけ、あれですごい植木職人が足袋をはいてやっていた。やっぱりああいうのを町民の人に見てもらいたい。自分の住んでいる町が30分間テレビで出るのだよという、そういうのをやっぱり前もっていついつやるとかという話は聞いているかもしれないのですが、当日、今夜何時からテレビに出ますので、皆さん見てくださいと。もっともっと町と町民が、先ほども言ったように、一緒になってまちづくりを進めていくというのがやっぱり必要ではないかなと思います。そう思います。もう一度町長のその辺の考えをお願いします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほどお話をしたように、もう一点先ほどの中で官民のこの連携の部分のお話もちよっとさせていただきたいと思います。

就任以来、民間の知識や活力をまちづくりに導入していくために、官民連携の必要性を訴えてきました。昨年度実施しましたトレジャーハントやおもてなしマンソンには、多くのボランティアの方々に参加をいただきました。官民の連携という点では、なかさと公園さくらまつり、企業情報交換会などの事業も挙げるができるかと思っております。3月には、議員さんにも協力をいただきましたが、東京・埼玉方面より千代田町の周遊ツアーも企画し、先ほど述べたように、参加者から好評を得ることができました。

また、職員へも民間との連携を図るよう指示をしております。今後も官民、官と民が協力できるところは連携を強化しながら、笑顔のあふれるまちづくりを目指していこうと考えております。

それと、防災無線の関係で、防災無線を活用して町のさまざまな情報を提供したらどうかという提案かと思いますが、現在町の情報につきましては、「広報ちよだ」、町のホームページ、また学校関係ではスマホや携帯を利用した情報発信等々で、町の情報発信を行っております。今後行政情報をスマホや携帯で登録していただいた町民の皆様へ発信ができるか否かを含めて検討するように指示したところであります。

議員が述べたように、防災面も含めて情報提供の方法をいろんな観点から検討を、防災無線を活用したことも含めまして、いろいろな観点から検討してまいりたいと考えております。お願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） 千代田町町長、副町長、教育長、特別職の3名、また執行部、役場一般職員、今ちょっと具体的に言うと、前から議会のほうでも取り組んでいるのですが、ごみの減量化で保健センターでいつも隔月ですか、エコ通信というのが出されております。分別だとか資源ごみだとかいろんな部分が出ているのですが、ある町民の方から指摘されました。町職員は、全員がそれについて意識を持ってやっているのか。それも議員が積極的にそれに取り組んでいるのか、そういう指摘をいた

できました。町が、ただ町民にこういうごみの減量化ということで協力してくれよと呼びかけても、やっぱり言っている本人たちが、この役場全体、全職員がそれについて一生懸命取り組んでいるという姿勢を見せないと、なかなか町民もついてこないのではないかと、そう思っております。

これは議員も含めてなのですが、そういった中で、やっぱり町職員が町をいろいろな運営していくには、リーダーシップを持って、今行政も議会も両輪ということですので、ぜひそういう取り組みをしていければ、取り組みをしていって、その中に町民の人もどんどん参加していただいて、まちづくりをしていければと思います。

先ほど行政無線ではなくて、スマホや携帯ということで町の情報をというお話がありましたが、隣の明和町だと、町の情報を登録すると、スマホや携帯のほうにメールでばんばん毎日のようにいろいろな情報が流れてくるそうです。ただ、それだと千代田町でも高齢者もいっぱいいる中で、やはり高齢者のほうに伝わりにくい。やっぱりこういう端末で高齢者の方は使いづらいとかという。結局は限られた登録した人しか情報がわからないという不便さもあるのではないかと思います。そうなると、自分はやっぱりみんなに一遍に知らせられるああいう行政無線を使ってやるのが一番早いのかなと。

仕事柄、前回のときもお話ししましたが、やっぱり大きな市、例えば太田市だとか行田、熊谷、あの辺行くと、もうこの時期だとばんばん熱中症に注意してくださいと。きょうの温度は何度、きょうの湿度は何度、熱中症に注意してくださいという、そういう情報がばんばん流れています。昔も千代田町だといろいろな情報が、そういう無線で聞けたのですが、今も朝7時とお昼と夕方6時で、あと小学生が帰る3時ぐらい。もっともっと町民にいろいろな情報を町から発信できるようにしていければと思います。もう一度町長の見解をお聞きします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まずはエコ通信、ごみの減量化のことが最初にあったかなと思うのですが、先日の課長会議におかれましても、パンフレットを初め、ごみの減量化に伴う生ごみ、これを配らせていただいたところであります。

議員が述べられたように、これは我々行政職員と幹部職員はもとより、議員各位も共通認識を持ちまして、お互いがエコに関しても減量化を図っていく必要があるのかなと。ぜひ議員さんのほうにも購入していただければと、補助金も出ますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほどきょう一番最初に述べたように、DVD3,500円。これも共通認識を持つために、我々幹部職員と議員さんのほうもぜひ購入をして、町の歴史を振り返ったりしていければと、こう考えております。

それと、防災無線の件に関してなのですが、私もたまに、数年前にほかの地域へ行きますと、いろいろな放送をしているのも聞いております。その辺を含めまして千代田町も総務課を中心に、この辺も今検討しているところであります。これ、スピード感を持って早目に検討して、いろんな部分で

できる限りの放送ができればと。いつとき千代田町もしていたのですけれども、これに関してはいろいろ苦情もあった時期もあるのです。また、時代も変わりましたので、その辺も含めて、またその辺を精査しながら検討していきたいと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、2番目の質問になります。移住・定住促進事業について。今ほとんどのまちで移住すれば何十万円、土地を買って、中古住宅を買って住めば何十万円と、いろんな補助金が出ています。千代田町も今補助最高額が60万円という移住者住宅取得費補助金というのがあります。いろんなまちでもやっているのですが、やはりこの邑楽郡を見てでも、国道がない、鉄道がない千代田町に、いかに来て住んでもらうか、移住して定住してもらうか、なかなか補助金だけだと難しいと思います。その中で、今町長が考えていることありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今行政間の間でいろいろ近隣の市と町も含めまして、いろいろな競争なのです。人口減ということで、定住・移住に関してはいろんな補助金を盛りながら、いろいろ競争の時代に今入っているのかなと、こう考えております。

我が本町では、国のまち・ひと・しごとの創生総合戦略の趣旨を尊重しまして、地域の実情に応じた今後の5年間の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策などをまとめた千代田町総合戦略を平成28年3月に作成しております。定住・移住の促進については、この総合戦略の4つの基本目標の一つとして挙げております。定住者への経済的な支援を中心に、移住者住宅取得費の補助、新婚世帯の家賃応援補助金、3世代同居等の支援補助金の各種補助事業を新たに導入しているところであります。

また、移住・定住促進と関連した内容として、総合戦略の基本目標の一つの柱としまして、人の交流促進を挙げております。本町には数多くの魅力があるにもかかわらず、十分な観光や移住のPRが不足している側面もあると感じております。

ご質問の補助金以外での取り組みにつきましては、昨年県内の市町村も同様ですが、上毛新聞に掲載の地方創生キャンペーンの「ぐんま愛ここに生きる」で、若者の目線で見えた市町村の魅力など発信させていただきました。

また、昨年度は地域情報の効率的、効果的な情報発信を行っていくために、主に観光、定住促進に関するPR事業を中心として、ぐんま総合情報センター、いわゆるぐんまちゃん家にふるさとの回帰支援センター、これは有楽町にあります交通会館での合同移住相談会に参加をしまして、都道府県会館、東京都の千代田区での関東ブロック物産観光連絡協議会主催の定例記者外来発表など観光イベント情報として千代田町の祭りやおもてなしマラソンのPRをしてまいりました。

さらには、本町初の地元を舞台にした体験型の日帰りツアー、先ほど述べられたように、観光日帰

りツアーです。民間の旅行会社とも連携をし、実施してまいりました。

移住・定住を促進するためには、まず交流人口を増やしていき、初期の段階として千代田町に町外から大勢の方に魅力を持っていただいて足を運んでいただき、町を知っていただくことが重要であると、こう考えております。

このような活動を地道に重ねていくことで、現在本町に住んでいる方は更に住み続けたい町、そして町外の方からは行ってみたい町、住んでみたい町と思えるような魅力を発信していくことが大事かなと、こう考えております。移住・定住促進対策の重要な取り組みの一つであると捉えております。

また、本年ふれあいタウンちよだの分譲基本単価を企業局において固定資産税評価額の下落率を勘案いたしまして、31.6%の値下げをさせていただきました。定住・移住につながるように、更にPRに取り組んでいきたいと考えております。

昨年目標に掲げたのが、千代田町が一昨年が4万5,000人だったと思うのです。流入人口です。千代田町に来る、外から来る人口を目標7万人に据えたところ、昨年は10万人以上の方が千代田町に来られたかなと、こう想定しております。千代田町を多くの方に知っていただきながら、更には千代田町のPRをそこでしていく。それにはPRをした中で、今度千代田町に住んでいただきたいという気持ちを、これを継続してやっていく必要があるのかなと。継続は力なりという言葉がありますけれども、これは飽きず懲りず継続してやっていくと。千代田町をPRしていきながら、やっていくことによって、そこに住んでいただけるかなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） 先ほどふれあいマラソン、東京のほうの観光ツアー、初めて千代田町に来た方も大勢いると思います。ふれあいマラソンだと、7割、8割は町外の方だと伺っています。

そんな中で、さっきの前の質問に戻ってしまうのですが、やっぱり情報がトップツアーズの情報も何も入ってこない。私たち議員は、初日は当日の朝9時ごろ、これから東京のほうからツアーが来るので、時間があったら出迎えてくれという話も聞きました。そういう情報をやっぱり人との交流が、定住には人との交流が大事だと思います。たくさんの人で出迎えて、千代田町がよかった。よかったの中にイチゴがよかった、サントリービールの試飲がよかったですだけではなくて、千代田町の人よかったという、そういう思いも必要だと思います。

東京のある1,000キロ離れた南の、南というか、東か、の島があるのです。そこに30時間かけて船で観光に行く。2日、3日遊んで、帰るときは島民全部が港に集まって、船が見えなくなるまではいかないと思うのですが、全員で手を振って、それで船が出ていくと同時に漁船が一緒についてきてお見送りすると。それにすごく感動するそうです、観光客は。

先日の千代田町のツアーだと、木崎の公民館にバスが来ました。それで、大勢の人が出迎えました。その島の観光と同じなのです。船で帰るのですね。あの渡船場から、熊谷側に。そのとき自分は2日目、2回目だったのですが、お見送りというのではないですけども、行ったときに、町のほうでは

太鼓の会が一生懸命お見送りの太鼓をたたいて、お見送りする人は私を含めて最初は3名しかいませんでした。

そういうところからいくと、やっぱりいろんな情報をお知らせして、行政側も定住・移住、人口を減らさない、どんどん人口を増やしていきたいのだという、そういう優しい気持ちになって、来た方たちを気持ちよくして帰せば、また来たいというふうな思いになるのではないかなと思います。

あと、千代田町に来た人に、例えば住所だとかメールだとか、そういう情報があれば、今度は千代田町で8月に川せがきという花火、お祭りがあります。ぜひ遊びに来てくださいという、そういう情報も発信できれば、一回こっきりではなくて、最初は知り合いになって、そのうち友達になって、行く行くはもう千代田町と家族になる、そういう気持ちで取り組んでいかなければ、なかなか定住は難しいと思います。

国道もない、鉄道もないそんな町でも、人間はみんな優しいのだよと、千代田町の人みんな優しいのだよって。では、千代田町に住もうかと。補助金がこれだけ出る、あっちのまちはこれだけ出る、こっちはこれだけだと。お金で動く人って余りいないのではないかなと思います。やっぱりこれから住みたいというまちには、みんな人が優しい、そういうような形のまちに進めていけば、あえて大きな補助金もらわなくても移ってきてくれるのではないかなと思います。

最後になりますが、利根川新橋の進捗についてお尋ねします。先月、新橋の市民の会のほうで、プラザで促進大会が行われました。埼玉県からも群馬県からも、群馬県知事を初め、国会議員、県議員の皆さん、埼玉からも国会議員の皆さん、多くの来賓が集まって行われました。ただ、見ると、一般の来場者が余りにも少なかったかなと感じました。よく年配の方に「橋はいつできるんだい」と聞かれます。「一応34年ごろの着手予定なんだよね」という話をするのですが、「じゃ、俺が生きてるうちは無理かい」と、そんなことをよく言われます。

その中で、やはりどんどん、どんどん新橋についても町民と行政とその市民の会ですか、全部一緒になって取り組んでいくべきだと思いますが、町行政のほうとしては、町長のほうはどのような県や国へ働きかけをしているのか、お尋ねします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 利根川新橋の件なのですけれども、その前に、先ほど定住・移住促進の件なのですけれども、一番最初に述べたように、市町村、都道府県、全部今競争なのです。競争プラスアルファ、先ほど議員がお話しされたように、次は何があるのだと、そう考えていきますと、先ほど述べたように、心情的な部分があるのかなと、こう考えます。そう考えていきますと、おもてなしの心で受け入れて、見送りもそういう心情的な部分ですよ。それをやはりこれからはそういうこともしていく必要があるのかなと、こう考えております。

新橋の件なのですけれども、平成9年2月に埼玉県と群馬県及び栃木県南部を結ぶ主要幹線道路の

整備と利根川新橋の建設促進を図るために、群馬、埼玉、栃木の15市町村が結束して利根川新橋建設促進期成同盟会、いわゆる期成同盟ですね、を設立いたしました。

その後、現在では市町村合併によりまして10市と町の自治体で組織しております。この同盟会では、毎年国及び県、その他必要な機関に対して利根川新橋の建設促進に向け、強力に働きかけを行うとともに、早期実現を図るための調査研究、情報聴取などを同盟会の主たる目的達成に向けた活動を展開しております。

昨年度におきましては、8月23日に埼玉県へ要望として埼玉県知事公舎へ、また10月24日に栃木県へ要望として安足土木事務所へ、11月8日に国要望といたしまして国土交通省関東地方整備局へ、それぞれ同盟会構成市町の首長や議長などと要望活動に行っていました。

なお、群馬県については、既に平成24年4月に群馬県が公表したはばたけ群馬・県土整備プランの中で主要事業箇所として利根川新橋新設が着手予定事業として記載されていることから、群馬県においては当同盟会の事業趣旨をご理解いただいているところであります。

平成26年度より毎年群馬県に対しては、関係する国や県の要望活動が終了した後に、報告会として活動状況の報告を行い、情報の共有に努めております。

私が町長に就任してからの活動はとのご質問ですが、先ほどもお話しさせていただきましたが、期成同盟会では今年の5月18日になりますが、総会に初めて参加をいたしました。出席されました国会議員秘書や群馬、埼玉両県の県議に重要性をお話をさせていただきました。町といたしましては、要望活動ではありませんが、6月の群馬県議会におかれまして、地元の県会議員が千代田町の利根川新橋の架橋について一般質問をされ、邑楽館林地域の更なる発展に、南北方向の連携強化を行っているところであります。引き続き早期実現に向けて積極的に取り組みたいと、県執行部が答弁をいたしました。

6月27日におかれましては、昨年です。邑楽館林地域市町村懇談会において、利根川新橋の早期実現をテーマに管内県議会議員、県の出先の所長などに協力を依頼したところであります。

7月13日におかれましては、渡良瀬川以南の在住の足利市議会議員の視察研修を千代田町が受け入れました。利根川新橋の必要性を説明し、協力を呼びかけたところであります。

8月23日におかれましては、利根川新橋促進期成同盟会による埼玉県要望を行いました。

9月6日には、直接の要望と違いますが、県のはばたけ群馬・県土整備プランを点検いたします外部有識者のフォローアップ委員会が開催され、プランの見直しについて意見が求められました。委員が、利根川刀水橋と利根大堰の間に新しい橋が必要と述べられております。

11月8日になりますと、同盟会によります国への要望活動を関東地方整備局へ実施いたしました。

12月20日におかれましては、埼玉県議を介して、襟川議長と一緒に上田埼玉県知事に支援要請を行ってきました。両毛地域の83万5,000人を超える人口や製造出荷額などの経済効果のことをお話しさせていただきました。今までと違った観点で上田知事のほうにお話をしたところ、埼玉県側の熟度を

高めていただくことを直接そのときをお願いをいたしました。

12月22日には、同盟会の活動になりますが、平成28年要望活動報告会を群馬県庁で開催をしました。

今年に入りまして、4月9日には国土交通大臣が来県するに当たりまして、高崎市において西邑楽三町の町長名で要望書を石井国土交通大臣に直接提出させていただきました。大臣からも現地の状況を把握している旨の回答をいただきました。

今月5日には、そのお礼も兼ねまして、先週だったのですけれども、昨年実施した利根川新橋を架ける市民の会10周年記念イベントで披露された千代田中学校の3名の生徒が書いた作文を地元代議士を通しまして国土交通大臣へ渡していただくことをお願いしたところであります。

また、県レベルでは、群馬埼玉地域連携道路網検討会の中で利根川新橋に関する協議を進めていただいております。その主な内容につきましては、国土交通省が進める堤防強化事業への影響やルート案の検証などです。

今後検討会では、これまで検討してきた内容に加えまして、ルート案に対する周辺道路への影響や影響物件の移設方法、妻沼滑空場のより詳細な実態把握などを行っていくようです。県土整備プランでは、平成34年度までに着手するという記載がありますが、前倒して一年でも早く取り組まれるように、これからは陳情や要望活動を行っているところであります。

それと、先ほど議員のほうから町民プラザの件なのですけれども、で行いました市民の会のほうのお話もさせていただきます。これは議員ご承知かと思いますが、利根川新橋の早期実現に向けた活動については、行政機関であります利根川新橋促進同盟会とは別に、地域住民の方が主体となって新橋を架ける市民の会が18年12月に発足いたしました。11年目を迎えております。

こちらの団体の総会資料では、事業計画としてルート、都市計画の早期実現のための要望活動を西邑楽三町連携強化、利根川の環境美化活動や中学生の参画の勉強会等をインターネットを通じて行っていると伺っております。29年度の総会におかれましては、県土整備プランの中に組み込まれているせいか、ちょっと人数が少なかったような気もいたします。町といたしましては、28年3月に策定をいたしました千代田町総合戦略の中でも、4つの基本目標の一つとして利根川新橋促進事業を定めております。今年度はまた予算も町のほうもとりまして、積極的に進めているところであります。

この中で利根川新橋促進西邑楽三町の議員連盟、利根川新橋を架ける市民の会、我々の促進期成同盟、この3つが県議や我々と一体となってこれから一緒に進めることによって、一年でも早く実現ができるのかなと、こう考えておりますので、これに関しても皆さんとともに早期実現を目指して、皆さんで橋の渡り初めをしようではありませんか。ぜひ協力をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（襟川仁志君） 7番、高橋議員。

○7番（高橋祐二君） わかりました。議会も行政と一緒に、一丸となって、一日も早い新橋ができることを願って頑張っていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（襟川仁志君） 以上で7番、高橋議員の一般質問を終わります。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（襟川仁志君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（襟川仁志君） 続きまして、1番、大澤議員の登壇を許可いたします。

1番、大澤議員。

[1番（大澤成樹君）登壇]

○1番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議席番号1番、大澤でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回も午後の登壇となりましたが、最後までしっかりと質問のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

午前中に高橋議員より移住・定住促進についての質問があったかと思っております。私も移住・定住の促進という立場から、地域おこし協力隊の導入についてのお話をお伺いしたいと思っております。28年度におかれましては、地方創生加速化交付金を活用し、多くの事業が行われました。全員協議会の中で町長もお話をしておられました。大変全ての事業において、交流人口の増加につながったのだというお話がございました。

また、本年度も町制35周年ということで、いろいろと事業が予定されておるようでございまして、本年度も町外からの交流人口はますます増えてくるのかなというふう感じております。

また、ふれあいタウンも約30%の減ということで、何戸か契約のほうも進んだというようなお話も伺っております。交流人口が増えて千代田町の魅力を町外の人に発信ができたその先に何を千代田町として求めていくのか。やはり移住・定住ということで、この千代田町に住んでいただくところにつながってくるのであろうというふうに思います。

そこで、地域おこし協力隊を千代田町でも募集をしてみたいかということございまして。平成の21年に導入されました総務省の事業で、都市部で生活する方々に地方都市へ移住をしていただき、さまざまな地域おこし活動をしていただく制度でございます。隊員の皆様には、国から活動費を含め、上限年額400万円の国の特別交付税として支給され、1年から3年間その地域で活動をしていただくこととなっております。

群馬県内においては、40名の隊員の方がいらっしゃるようでございます。21年からの事業ということで、任期満了とともに現在は隊員でない方もいらっしゃるようでございますが、40の方が隊員

として活動をされていたということでございます。特に富岡市におかれましては、県内では一番多いのですが、6名の方が隊員として活動をされたそうでございます。

また、平成29年6月1日現在、県内の6市町村において約8名の地域おこし協力隊員の募集または募集予定ということで行っているそうでございますが、本町においての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 午後もよろしくお願いたします。

地域おこし協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域等に住民票を移動し、生活の拠点を移した方を地方自治体が地域おこし協力隊員として委嘱し、隊員はおおむね1年以上3年以下の期間でその地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、地域住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図ることを目的に、平成21年度から始まった制度であります。

国では、地域おこし協力隊に取り組む地方自治体に対しまして、活動に要する経費を特別交付税による財政措置を行っております。平成28年度における全国的な地域おこし協力隊員の状況を見ますと、前年度比1.5倍以上の3,978名となっております。群馬県内でも5市8町5村の計18市町村で63名の隊員がおります。邑楽郡内では、明和町に1人が活動している状況であります。

新たに隊員を受け入れる地方自治体が急増しております。本町におかれましては、現在のところ地域おこし協力隊員の受け入れはございません。地域おこし協力隊員は、任期終了後も隊員の約6割の方は引き続き同じ地域に定住し、同一市町村内に定住した隊員の約2割の方は、みずから起業するなど新しい感性や刺激を地域に持ち込み、地域で新しい仕事をつくり出しているとのことであります。

地域おこし協力隊の募集、採用に当たっては、まず千代田町の地域において隊員の活動内容、受け入れたい人材像、受け入れ人数、活動体制など十分検討する必要があります。その上で本町における活動に関心や意欲のある人材に効果的に募集情報を発信することが重要であると考えております。

このようなことから、千代田町における地域的な問題や現代的な課題を洗い出すとともに、地域おこし協力隊員の活躍の場や受け入れ態勢、地域住民との信頼関係を築きながら活動を展開することができるなども考慮する必要があります。

地域おこし協力隊員は、おのおのの人生における大きな決断をいたしまして、移住後なれない生活の中で地域に溶け込みながら活動に従事することになります。隊員に対しましては、業務面だけでなく、生活面を含めてサポートする必要があります。町行政、地域住民、隊員自身の3者が目標を共有することにより、円滑かつ有意義な地域協力活動につなげていくことが重要であると考えております。

今後本町における地域おこし協力隊員の導入の可能性につきましては、全国及び群馬県内の導入事例を初め、隊員受け入れに関する手引書、国の相談窓口である地域おこし協力隊サポートデスクやそ

の他各種研修会などを通して、本町に見合ったテーマのもと、今後募集を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。

そうなのです。地域おこし協力隊、いい面もございますし、なかなか諸問題というか、問題となる部分もございまして、熱意だけではなかなかできないでしょうし、本人の思いと行政側のニーズがマッチする中で、またこの千代田町の町民とその隊員のコミュニティーがしっかりととれていかないと、1年から3年という期間の中で活動していただくわけですから、なかなかうまくいかないのだからなんてそんな話も、私も調べる中でちょっと感じたところでございました。

ですが、先ほど町長のお話の中にもありましたが、隊員の約60%がその活動した地域に住んでいただけののだ。よくまたこれも町長が言われることでありますが、まちづくりは若者、よそ者の力というのが大事なのだと。我々が観光の資源にならないであろうとと思っているようなことも、外から来た人たちにとっては十分観光資源になり得るものなのであろうと、そういう違う見方ができるのもよそ者だからこそなのだろうというふうにも感じるところでございます。

先ほど「やりません」とは言わなかったと思います。検討していただくというようなお話をいただいたというふうに私は思っておりますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それと、この地域おこし協力隊と似ているものでして、ふるさと応援団というのが千代田町のホームページ上に募集として載っかっているかと思いますが、ふるさと応援団の団員というのが現在いらっしゃるのかどうか、教えていただけますか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ふるさと応援団ということなのですが、これは詳細につきましては、今担当課長の総務課長のほうから答弁させますので、お願いします。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） ただいまご質問のありましたふるさと応援団の関係でございます。

これにつきましては、広く千代田町をPRしていただくということを目的に創設されたわけでございます。そうした中で、現在のところ2名の方を応援団として委嘱したところでございます。1人の方につきましては、舞木出身の楽天ゴールデンイーグルスの岡島選手が1人。そして、上五箇出身だと思っておりますが、タレントの春川さんを平成28年度で委嘱したというところでございます。

以上、2名の方につきましては、今後全国的に千代田町をPRしていただくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。2名の団員の方が活動されておるということで、私もホームページ上で見ましたところ、こちらも町の知名度を高め、地域振興及び定住の推進を図るための応援団ということで書かれておりましたので、このふるさと応援団、そして地域おこし協力隊と2つの団体がしっかりと相乗効果を出して高めていければ、千代田町の魅力の発信にもつながると思いますし、ひいては移住・定住の促進につながるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次の質問でございますが、高齢者運転免許自主返納と支援策についてということでございます。昨年10月に横浜市内で87歳男性の運転するトラックが児童の列に突っ込み、1人が亡くなり、7人が重軽傷を負った大事故がございました。以前から高齢者ドライバーの高速逆走やブレーキとアクセルの踏み間違い事故は多数ありましたが、この痛ましい事故によりその危うさを人々が再認識したのではないのでしょうか。

現在70歳以上のドライバーには、無事故でも3年ごとの免許更新と高齢者講習が義務づけられ、今年3月からの改正道路交通法では、75歳以上で事故を起こした人に認知症の簡易検査をして、認知症のおそれありと判断されれば医師の診断が義務づけられ、認知症と医師が判断すれば免許証が取り消しになります。

全国的に見ますと、運転免許証を返納した65歳以上の高齢者は増えておりますが、これは公共交通機関の発達した都心部における話であり、まだまだ地方においては進んでいないのが現状だと思えます。

そこでお伺いをいたします。本町における高齢者の運転免許証自主返納の現状についてお聞きをいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） お答えいたします。

高齢者、65歳以上の方になりますが、運転免許証の自主返納制度につきましては、平成10年に制度化されました。群馬県では平成10年に返納された方が16名であります。高齢者の増加や制度の浸透に伴いまして、平成25年には1,792名、平成26年に2,486名、平成27年では3,318名、そして昨年、平成28年度では4,482名となっております。

本町におきましては、昨年平成28年になりますが、21名の方々が、本年1月から5月現在で15人が返納されたと伺っております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 15名が28年度5月現在で免許証の返納をされたということでございます。私

は大変少ない返納率なのかなと、人数なのかなというふうに感じておりますが、町として自主返納を促進するための取り組み、そして今後の課題と展望についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

高齢者の運動能力や反射神経が衰えたり、認知能力の低下に伴いまして、子供たちの集団登校の列に飛び込んだり、高速道路を逆走するなど、高齢ドライバーによります悲惨な交通事故が多発しております。本年、道路交通法が改正されまして、高齢者運転対策が強化されました。3年に1度の運転免許証更新時に受けるとされておりました認知機能検査につきまして、一定の違反行為があれば3年を待たずに、臨時認知機能検査として受けることになりました。

なお、認知機能の低下があると判断された方は、臨時高齢者講習を受けなければならず、また認知症のおそれがあると判断された方は、違反の有無を問わず、医師の判断を受けることとなったものであります。

本町での取り組みはどの質問ですが、高齢者の自立支援、外出の利便性の向上を目的といたしまして、申請日からさかのぼって5年以内に運転免許証を自主返納された方を対象に、歩行補助用電動車等の購入費の一部を補助している状況となっております。内容になりますが、千代田町高齢者等歩行補助用電動車等購入費補助金があります。これは、自動車の運転ができない高齢者等が自力による移動を容易にする歩行補助用電動車等、いわゆるシニアカー、電動3輪自転車の購入の一部を補助する制度ですが、免許返納者に対しまして、特に補助金支援制度を通常より高く設定することによりまして、運転免許証の返納促進につながるような設定としております。

また、邑楽郡内では路線バスやタクシー運賃の割引など、高齢者の移動手段を確保するための支援策を展開しておりまして、これらは返納率の向上や高齢者による事故防止の観点から有益と考えられております。

本町では、パーソントリップ調査結果にもありますように、免許証を返納した方々の移動手段は、家族によります自家用車での送迎がほとんどだと思っておりますが、公共交通といたしまして路線バスが4路線運行しておりますので、近隣のまち同様に、バスの回数券などの支援を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 説明していただきました歩行補助用電動車等の購入費の補助ということで、千代田町のほうでもサポートしているよということでございました。

近隣の市町村のお話もいただいたようでございます。近隣では、やはり電車、バス、またタクシーなどといった回数券をもって返納のサポートとしているようなところもあって、今町長のほうから公

共のバスも検討していかなくてはいけないなというようなお話もいただいたので、今以上に返納に対するサポートは、若干でも充実するのかなというふうに思いますが、歩行補助用電動車ですか、これの補助の申請をされた方というのは、返納された方でどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 申請をされた方ということですので、担当課長に詳細につきましては説明させていただきますので、お願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

何分シニアカーにしましても非常に高額なものですけれども、もともとが交通機関がないということで、こういう制度を立ち上げたときに、自動車の返納と、免許の返納ということも視野に入れてやったものでございます。28年度から始めまして、昨年度ですが、電動の3輪自転車の申請が1台ございました。更に最近またコマーシャルしまして、早速今度はシニアカーが1台申請が上がっております。その中で、昨年補助いたしました電動3輪車の方につきましては、免許返納しているということでもございまして、上乘せの補助を行ってございます。ですから、現在今申請2台、そのうち返納者1台ということでもございます。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 返納者ももともと少ないということで、申請をされる方というのも、当然少ないのだろうなというふうには感じていたところでございます。

公共バスの回数券も出していかなければいけないなというようなお話もいただいたところでございますが、やはり返納した人が不便を感じてしまうようなことがあっては、返納しづらいたらうなというふうに思いますし、高齢の家族をお持ちの家族にとっては、もう運転をやめてほしいなというところで、なかなか難しいところになってくるのだろうというふうに思います。それなので、ぜひとももっと返納のサポート体制をしっかりと築いていただいて、またこの辺の補助の部分、しっかりと町民にPRをしていただいて、こんなものがあるのだよと、知らない方も多くいらっしゃるのではないかなというふうにも感じているところでございます。

先ほど高橋議員のお話の中にもありました、みんなで共通認識を持とうよというようなお話があったかと思いますが、ぜひとも町民にわかるようにPRをしていただいて、こんなことがあるので、車の運転控えませんかというようなことで進めていけたらいいのだろうなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。内閣府の調査によりますと、ほとんど毎日外出をする高齢者の割合が、60から74歳では6割以上となるなど、活動的な高齢者が増えております。また、ほぼ毎日運転をしているという高齢者の方も50%から60%と、75歳未満では50歳代の人と遜色ない数値となっているということでもございます。

ご存じのとおり、群馬県は人口に対する車の保有率日本一。免許の、65歳以上だったですか、それも全国一だったというふうに思います。50歳以上の方に「何歳まで運転をしますか」と聞いたところ、平均値が72.8歳となっているということでございます。高齢ドライバーほど上昇する傾向にあるそうございまして、高齢者の多くは一日でも長く運転を続けたいと考えているそうでございます。

目的といたしましては、当然ながら日常生活の手段としての利用に加え、旅行やドライブ、子供や孫、知人と会うためなど、より生活を豊かにする手段として活用され、運転理由からは自動車の必要性を示す理由に加え、運転が好きだと、自分のことは自分でやりたいなど、よりポジティブな理由を挙げる方も少なくありません。

このような中において、先ほど免許の返納率を上げていこうよというお話をさせていただいたわけですが、なかなか返納して不便を感じるこの千代田町ということもございまして。そのためには、やはり安心安全で一日も長く運転ができることも望ましいのであろうというふうに思います。

先ほど3年に1回の免許更新時に認知症の検査もあるというような話がありましたが、更新後もなく認知度の低下などが起こりますと、3年間は運転が危ういのだと思うのです。ただ、事故さえ起こさなければ、3年後までは講習がないのです。それを踏まえますと、そういう危険な方がこの千代田町の中を、40キロかもしれないけれども、走っている可能性があるのです。本人も加害者になる可能性がありますし、ひかれた方はもちろん被害者になるわけで、そういう人たちをこの千代田町から一人でも出さないために、定期的に千代田町でその免許更新以外の機会に健康診断的な高齢者のための講習会もしくはそういう健康維持を促進するための活動をぜひとも考えていただけないかというようにお話でございます。

今回広報の中に、ちょうど高齢者・初心者しあわせドライブ参加者を募集ということで、高齢者及び初心者の交通事故を防止し、交通安全の普及啓発を図るため、3人1組で無事故・無違反を目指す交通安全コンテストを実施しますということで、8月1日から12月31日までの153日間ということで、こちらは主催が群馬県の交通政策課というところで無料で行われるようでございます。今車を販売しているそういう組合なんかでも、この出前講座等、安全に高齢者が運転できるような取り組みなんかをやっているところもございまして。もちろん民間でそんな出前講座的なものをやっているところもございまして。ぜひともこの千代田町でも独自にやっていただく考えがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（襟川仁志君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

先ほどお話しさせていただきましたが、道路交通法が改正されまして、認知機能検査で一定の判断がされた方は臨時高齢者講習などを受講することになりました。高齢者は判断力や運転操作の低下により交通事故を起こし、死亡に至るケースが多くなってきているのも事実であります。群馬県内の交

通事故死亡は、昨年62名で、65歳以上の高齢者の死者が35人の56.5%と、過半数を超えております。このようなことから、高齢者健康づくり等の事業の推進が非常に大切と考えておりますが、現在町での健康づくりでは、地区でのサロンの開催や保健センターの水中ウォーキング教室、また一万歩の会によりますウォーキングへの参加や、なかさと公園と東部運動公園ですか、東部運動公園はこれからのので、今年度なのですけれども、健康器具の設置をいたしまして、これを活用していただいて、これに体力づくりに励んでいただきたいと、こう考えております。

また、福祉センターや町民プラザ、東部体育館等で行われている各教室に、高齢者の方も積極的に参加をしていただきまして、いろいろ体力づくりとか、認知症にならない機能づくりをやっていただければと、こう考えております。場合によっては、高齢者社会福祉センター、あそこでマージャン教室もやっているなんていうお話も数年前からありますので、マージャンをやることによって認知症にならない体づくりですか、を行ったり、積極的に高齢者にもPRをして参加をしていただければと、こう考えております。

また、議員が述べられたように、県がやっております安全啓発の教室とか、そういうものにも積極的に参加するように呼びかけていこうと考えております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 千代田においては、まだ高齢者の重大事故はないのであろうというふうに思いますが、いつ町民の高齢者が、ドライバーが、加害者になるかもわからない状況の中で、町としては町民を重大犯罪者にさせないためにも、また町民が被害者にならないためにも、いずれの立場に立っても不幸な話だと思うのです。町民保護の立場に立ち、さまざまな取り組みを町民にPRをしていただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（襟川仁志君） 以上で1番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（襟川仁志君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

月曜日、12日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（襟川仁志君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時35分）

平成29年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年6月12日（月）午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度千代田町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第 5 | 報告第 1号 | 平成28年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 6 | 報告第 2号 | 平成28年度千代田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 7 | 報告第 3号 | 平成28年度西邑楽土地開発公社決算について |
| 日程第 8 | 議案第17号 | 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第18号 | 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第19号 | 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第20号 | 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第21号 | 平成29年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第22号 | 千代田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 同意第 2号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 同意第 3号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 同意第 4号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第17 | 同意第 5号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第18 | 同意第 6号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |

- 日程第19 同意第7号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第20 同意第8号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第21 同意第9号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第22 同意第10号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第23 同意第11号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第24 同意第12号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第25 同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	高橋祐二君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	襟川仁志君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	椎名信也君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	小暮秀樹君
経済課長兼 農業委員会 事務局長	荒井稔君
都市整備課長	石橋俊昭君

兼 会 計 管 理 者 長	小 寺 晴 美 君
教 育 委 員 会 長	宗 川 正 樹 君
農 業 委 員 会 長	服 部 慎 衛 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 村 恵 子
書 記	安 西 菜 月
書 記	久 保 田 新 一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（襟川仁志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部が改正され、平成29年4月1日に施行されることに伴い、千代田町税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

改正の主な内容ですが、個人町民税では、住宅ローンの控除制度や肉用牛の売却による事業所得の特例の適用期限を延長する改正を行いました。

軽自動車税では、平成28年度導入されました軽自動車税のグリーン化特例を平成29年度においても引き続き延長し、実施することなどを定めてございます。

また、平成31年10月1日の消費税率の改正に伴い、自動車における車体課税が見直しとなり、自動車取得税が廃止され、軽自動車税につきましては、新たに軽自動車税の環境性能割が町税として導入され、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることによる規定の整備をいたしました。

法人町民税では、法人税割の税率の引き下げを行っております。

固定資産税では、居住用超高層建築物に係る課税の見直しや固定資産税等の特例措置、わがまち特例などの改正を行うとともに、その他所要の改正を行ったものであります。

詳細につきましては、財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日施行となることに伴い、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第1号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりましてご説明申し上げます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正後となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。まず、第1条関係でございますが、千代田町税条例の一部改正でございます。最初に、右側、附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例でございますが、この条文では課税標準の計算の細目を規定していたもので、条例の性格を踏まえ、条文の削除を行うもので、附則第20条の2を附則20条へ繰り上げを行うとともに、引用条項の整理を行う改正でございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。右側、附則第20条の3、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除でございますが、3年以内の各年に生じた先物取引に係る損失金額の繰り越し控除について規定していましたが、この規定につきましても、先ほどの附則第20条と同様に、条例から削除するものでございます。この条文の削除によりまして、附則第20条の4が附則第20条の2へ、ページが飛びまして5ページになりますが、附則第20条の5が附則第20条の3へ繰り上げを行うとともに、引用条項の整理を行う改正でございます。

次に、8ページをお願いいたします。右側、附則第20条の6、保険料に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、この条文につきましても、単に課税計算の細目を定めているものでございまして、条例の性格を踏まえ、条項を削るものでございます。

9ページお願いいたします。次に、第2条関係になります。第36条の2、町民税の申告でございますが、地方税法の改正を踏まえ、特定非営利活動法人への寄附金を町民税の税額控除の対象に追加する改正を行うため、左側改正案のアンダーライン部分を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。第7条の3の2では、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除を規定しておりますが、適用される町民税の年度を平成41年度から平成43年度まで、居住年の期限を平成31年から33年まで、それぞれ2年間延長する改正となっております。

第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例のうち、軽自動車税のグリーン化特例の延長を定めてございます。平成28年度の軽自動車税の課税におきまして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した3輪、軽4輪で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ない車両の平成28年度の軽自動車税が軽減されてございます。第16条の改正では、課税の特例を平成29年度

においても適用される改正となっております。第1項は、文言の整理を行っております。

11ページでございますが、第2項につきましては、電気自動車等に係る軽自動車税の軽課の特例を平成29年度分の課税に適用させる改正及び文言の整理でございます。

第3項につきましては、平成27年度燃費基準プラス35%達成車に係る軽自動車税の軽課の特例を平成29年度分の課税に適用する改正及び文言の整理でございます。

次のページ、12ページでございますが、第4項につきましては、平成27年度燃費基準達成車に係る軽自動車税の課税の特例を平成29年度分の課税に適用する改正及び文言の整理でございます。

13ページでございますが、次に第3条関係になります。第33条では、町民税の所得割の課税標準に係るもので、上場株式等の特定配当所得及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができる規定となります。

第4項でございますが、特定配当所得について規定しておりまして、ただし書きの部分を追加するとともに、第1号には住民税の申告書、第2号には確定申告書の規定を新設いたしまして、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、確定申告書とは別に住民税申告書を提出する必要があることを規定しております。

第6項でございますが、次の14ページにわたり記載がございますが、特定株式等譲渡所得金額についても、先ほどの第4項と同様に改正を行うものでございます。

第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除では、先ほどの第33条の改正を行ったことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

15ページでございますが、第48条では法人の町民税の申告納付、ページが飛びますが、18ページになりますが、18ページの第50条におきましては、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続を規定しておりますが、いずれの改正も法人町民税の延滞金計算の基礎となります期間に関する改正となっております。

ページが前後いたしまして申しわけございませんが、また先ほどの15ページにございました第48条でございますが、第48条につきましては、決算が確定しないこと等の理由によりまして、法人の確定申告の期限を所轄税務署長が延長、承認した期間について、また18ページでございますが、第50条では、申告をした後に減額更正をされ、その後更に増額更正がされる。または、修正申告があった場合の期間については、延滞金の計算期間から控除する規定を整備するものでございます。

その他、引用法律の番号の改正、条例改正に伴います所要の規定の整備及び文言の修正などもあわせて行ってございます。

19ページの下段になりますが、第61条、固定資産税の課税標準については、第8項において、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例、第349条の3の4を追加するため、条文の整備を行うものでございます。

次のページ、20ページ上段になりますが、第63条の2の改正につきましては、居住用超高層建築物、

いわゆるタワーマンションに係る固定資産税の按分方法について法律で定められましたが、それ以外の方法についても区分所有者全員の協議による補正方法の申し出により可能という規定の整備を行うものでございます。

次に、第63条の3では、被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の改正となりますが、21ページの各年度以降にアンダーライン表示部分がございますが、法第349条の3の3第1項の部分になりますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災発生後4年度分に限り特例を適用できる規定を追加するものでございます。その他、按分の文字を漢字に表記するなど字句の整理も行っております。

22ページの中段から23ページにかけてでございます。第74条の2、被災住宅用地の申出におきましても、先ほどの第63条の3と同様に、被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例について追加を行うものでございます。

次からは附則の改正となります。附則第8条、肉用牛の売却に係る事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。ここでは、免税対象飼育牛の課税の特例について、適用期限を現行の30年度とあるのを平成33年度まで3年間延長するものでございます。

24ページをお願いいたします。読みかえ規定となりますが、附則第10条では、第15条の3の2の規定の追加に伴いまして、第15条から前条までの規定を受ける償却資産の課税標準の特例の読みかえ規定について定めているものでございます。

附則第10条の2では、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、わがまち特例を定めた規定となっております。

今回の改正において、附則第15条第27項で規定されておりました特定特殊自動車、同条第36項で規定されておりました協定倉庫、同条第40項で規定されておりましたノンフロン機器の特例の廃止に伴いまして、項ずれを修正する改正となっております。

なお、第13項には、認定優良事業者が取得した公共施設等について、わがまち特例の新設を行うものでございます。この新設につきましては、都市再生特別措置法に基づく認定優良事業者が整備した公園、緑地などの公共用の施設に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例といたしまして割合を条例で規定するものでございますが、国が参酌基準として設定いたしました割合と同じ5分の4とするものでございます。

25ページになりますが、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告では、第2項、第4項、第5項、26ページになりますが、第6項、第7項、27ページでございますが、第8項におきましては、法改正による引用条項の整理を行う改正でございます。

第9項については、法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅が追加されたことによりまして、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受ける際の申

告について規定の追加を行うものでございます。

28ページでございますが、同条第10項では、法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅、または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専用部分について、前項同様に固定資産税の減額を受ける際の申告についての規定の追加を行うものでございます。

第11項におきましては、法改正による引用条項の整理を行う改正となっております。

29ページをお願いいたします。附則第16条、軽自動車税の税率の特例でございますが、燃費性能に応じて軽自動車税の税率が軽減される規定でございます。

第3項におきましては、第5項以降の新設に伴い、引用条項及び文言の整理を行っているものでございます。

第5項につきましては、電気自動車等に係る軽自動車税の軽課の特例について、適用期限を2年間延長させる改正及び文言の整理でございます。

30ページになりますが、第6項につきましては、平成32年度燃費基準プラス30%達成車に係る軽自動車税の軽課の特例について、適用期限を2年間延長させる改正及び文言の整理でございます。

第7項につきましては、平成32年度燃費基準プラス10%達成車に係る軽自動車税の課税の特例について、適用期限を2年間延長させる改正及び文言の整理でございます。

附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例では、燃費試験不正問題を受けての改正となります。

31ページでございますが、第2項では、軽自動車税のグリーン化特例、軽課の税率の適用を受けた軽自動車について、自動車製作者等の不正行為に起因し、納付不足額が生じた場合には、自動車製作者等を所有者とみなして軽自動車税を課税できる規定でございます。

第3項では、当該自動車製作者等は、当該納付不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を納める義務があることを規定しております。

第4項では、納期限についての規定で、不正行為がなかったものとして、軽自動車の所有者についての納期限を適用する旨を規定したものでございます。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例でございますが、先ほどの第33条の改正に伴いまして、上場株式等について所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができる旨の規定の整備を行いました。この改正に伴いまして、同条第2項を改正するものでございます。

32ページになります。第33条第4項の改正に伴い、引用条項の整理と第1号並びに第2号を追加するものでございます。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、地方税法の改正による引用条項の整備と町民税の課税の特例について、適用期限を32年度まで3年間延長する改正でございます。

33ページになりますが、附則第20条の4、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税

の課税の特例でございますが、34ページにわたり記載がございます。

また、34ページの附則第20条の5では、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を規定しておりますが、いずれの改正も先ほどの第33条の改正において所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができる旨の規定の整備を行いました。この改正に伴う規定の整備及び文言の整理を行っているものでございます。

なお、附則第20条の4及び第20条の5とも第4項においてただし書きの部分を追加するとともに、第1号には住民税の申告書、第2号には確定申告書の規定を新設いたしまして、所得税と異なる課税方式を選択する場合には、確定申告とは別に住民税の申告書を提出する必要があることを規定しております。

37ページをお願いいたします。次が第4条関係の改正でございます。第18条の3につきましては、納税証明事項の規定となっておりますが、車体課税の見直しに伴いまして、現在の軽自動車税を種別割に名称変更するものでございます。

第34条の4につきましては、法人税割の税率の規定でございます。消費税率の引き上げに伴いまして、法人税割の税率につきましては、100分の12.1から100分の8.4に100分の3.7の引き下げを行うものでございます。

第80条につきましては、軽自動車税の納税義務者等の規定でございます。現行の軽自動車税の納税義務者につきましては、その所有者に課するという規定でございますが、軽自動車税の環境性能割につきましては軽自動車の取得者に、種別割につきましては所有者にそれぞれ課するという規定となっております。

第2項につきましては、軽自動車の取得者には、製造業者、販売業者等運行以外の目的のために取得した者には適用しないという規定でございます。

第3項につきましては、引用条文の変更及び文言の整理を行っているものでございます。

38ページをお願いいたします。右側の現行条例の第80条の2につきましては、日本赤十字社の所有する軽自動車の非課税の規定でございますが、これからご説明申し上げますが、第81条の2に新たに規定があるため、削除するものでございます。第81条につきましては、軽自動車税のみなす課税の規定でございます。軽自動車等の売買契約で売り主が当該軽自動車の所有権を留保している場合には、買い主を所有者とみなして軽自動車税を課するという規定でございます。

第2項には、第1項の規定の適用を受けた契約において、買い主の変更があった場合の規定でございます。

第3項につきましては、販売業者等が販売以外の目的で取得した軽自動車における取り扱いの規定で、当該販売業者等を軽自動車の取得者とみなして環境性能割を課税するという規定でございます。

39ページでございますが、第4項では、法の施行地以外からの軽自動車の持ち込みに対する課税の適用について、軽自動車を持ち込んで運行した者を軽自動車の取得者とみなして環境性能割を課する

という規定でございます。

第81条の2につきましては、日本赤十字社が所有し、救急用の軽自動車税については非課税とする規定で、先ほど削除いたしました第80条の2にかわるものでございます。

第81条の3につきましては、環境性能割の課税標準の定めでございますが、施行規則第15条の10の定めにより、取得価格により算出することを規定しております。

第81条の4につきましては、環境性能割の税率についての規定でございますが、各軽自動車の環境性能に合わせて、100分の1、100分の2、100分の3と税率を定めているものでございます。

なお、電気自動車や燃料電池車、ガソリン車等で平成32年燃費基準プラス10%達成車などにつきましては、地方税法の本則の中で非課税とされております。

40ページをお願いいたします。第81条の5につきましては、環境性能割の徴収方法についての定めでございますが、徴収は申告納付の方法とするものでございます。

第81条の6につきましては、環境性能割の申告納付についての定めでございます。

第81条の7につきましては、環境性能割に係る不申告に関する過料を定めてございます。

第81条の8につきましては、環境性能割の減免の規定で、公益のために使用する場合や身体障害者等に対する減免を定めているものでございます。

41ページになります。第82条につきましては、現行の軽自動車税を種別割に改め、見出し、記号の表示方法を変更するものでございます。

なお、第2号に記載してあります税額については変更はございません。

42ページをお願いいたします。第83条、第85条、第86条及び43ページにわたり記載があります第87条につきましても、軽自動車税を種別割に改め、引用条項及び文言の整理を行っているものでございます。

第88条、44ページになりますが、第89条、第90条、46ページでございますが、第91条につきましても、軽自動車税を種別割に改めまして、引用条項の整理を行っているものでございます。

47ページをお願いいたします。ここからが附則の改正となります。附則第15条の2から、48ページでございますが、附則第15条の4までにつきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、減免、申告納付の特例についての定めでございますが、当分の間、町にかわって県が行うという規定を新たに設けるものでございます。

附則第15条の5につきましては、環境性能割の徴収事務取扱費の定めでございますが、環境性能割の徴収事務を行うために必要な費用を町から県に交付することを定めてございます。

附則第15条の6につきましては、営業用の軽自動車に対する環境性能割の税率の特例を定めているもので、環境性能によりそれぞれ減額することを定めているものでございます。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定しておりますが、従来の軽自動車税を種別割とするもの及び表中の文言を修正するもの、初回車両番号の指定を受けた月から起算

いたしまして14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割を重課する規定を整理するものでございます。

51ページになりますが、第5条関係になります。附則第5条、軽自動車税に関する経過措置でありますが、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することや、平成26年度の改正において、平成27年3月31日以前に最初の車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車については改正前の税率を適用いたしますが、その後については新税率を適用することを定めた規定の整理を行っているものでございます。

54ページになりますが、最後に、第6条関係となります。附則第5条、千代田町たばこ税に関する経過措置でありますが、第7項の改正規定、第19条第3号中、55ページになりますが、アンダーライン部分、右側の現行でありますが、第98条第1項について、左側、改正後でありますが、第81条の6第1項の申告書、第98条第1項に改めるものでございます。この改正につきましては、申告納付に伴う申告書の規定を新たに追加するものでございます。

最後に、議案書の附則でありますが、改正されます案件につきまして、施行期日、経過措置等を規定した条文となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） わからない文字があったものでお伺いしたいのですが、28ページの（6）、「熱損失防止改修工事が完了」という次の文字がちょっとわからないのでご説明いただきたいのですが。

あと、30ページの第16条7項の下4行、初回車両番号指定を受けた場合、「鬼」という字が出てくるのですが、それがちょっとわからないので教えてください。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

28ページの第6号でありますが、工事が完了した後の字、それと30ページの第7項の初回車両番号の指定を受けた場合の後の字ですね、大変申しわけありません、ミスプリントでございまして、この字は入らないものでございます。大変申しわけございません。

○議長（襟川仁志君） ほかに質疑はありませんか。

6番、川田議員。

[6番（川田延明君）登壇]

○6番（川田延明君） 38ページ、やはり文字の問題なのですが、81条の4段目、「山林以上の軽自動車の取得者」なのですが、「山の林」になっております。

以上です。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

今ご指摘ありました81条第1項のやや中ほど「山林以上の」ということで、「山の林」といった形で表記がしてございますが、これも三輪、漢数字の「三」の車の「輪」です。三輪との表記の誤りでございます。大変申しわけございません。

○議長（襟川仁志君） ほかに質疑はありませんか。

1番、大澤議員。

[1番（大澤成樹君）登壇]

○1番（大澤成樹君） これも多分誤表記なのだろうと思いますが、30ページの6番、3行目のけつなのですが、「初回車両番号し手を受けた場合には平成30年度分の」という形になっているわけなのですが、この部分もこれでよろしいのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） 今ご指摘のありました「初回車両番号し手を受けた場合には」ということで表記がありますが、これにつきましても誤表記ということでございます。申しわけございません。

○議長（襟川仁志君） 「し」と「手」をなくすということですか。

柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） 手元に正式なものがありません。後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第2、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の要旨であります。先ほどご説明申し上げました税条例の固定資産税改正部分と同様に、都市計画税においても改正を行うものであります。

今回の地方税法の改正において、法附則第15条第27項で規定されておりました特定特殊自動車、同条第36項で規定されておりました協定倉庫、同条第40項で規定されておりましたノンフロン機器の特例の廃止に伴い、項ずれを修正する改正を行ったものであります。

また、附則第2項の新設については、都市再生特別措置法に基づく認定誘導事業者が整備した公園、緑地などの公共用の施設に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を国が参酌基準として設定した割合と同じ5分の4とするものであります。

その他の改正につきましては、この第2項を新たに規定したことによる項番号の調整などを行ったものであります。

なお、この条例の施行期日は、平成29年4月1日とし、経過措置では、この条例による改正後の規定は平成29年度分から適用し、平成28年度分までについては、なお従前の例によるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第3、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど承認第2号の件なのですが、ここの部分で私のほうでちょっと読み間違いがございまして、特殊自動車、同条第39条と私読んでしまったのですが、これが「39条」ではなくて「36項」で訂正をお願いしたいと思います。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が公布され、平成29年4月1日に施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の要旨であります。低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の見直しと附則の項番号を変更するものであります。

まず、軽減判定所得基準の見直しでは、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行26万5,000円から改正後は27万円に引き上げるものであります。

次に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を、現行48万円から改正後は49万円に引き上げるもので対象世帯の拡大を行うものであります。

附則の項番号の変更では、昨年12月議会におきまして議決をいただきました特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について、項番号の整理を行う必要が生じたことから、改正前の第10項及び第11項の規定を第12項及び第13項にそれぞれ改め、第10項には特例適用

利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を、第11項には特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例をそれぞれ加えるものでございます。

なお、施行期日におきましては、軽減判定所得基準の見直しの規定は平成29年4月1日からとなりますが、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例については公布の日から施行となります。

経過措置では、この条例によります改正後の規定は平成29年度分から適用し、平成28年度分までについては従前の例によるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第4、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、繰越明許費を追加する必要が生じましたが、年度末のため議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度千代田町一般会計補正予算（第7号）を専決処

分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,358万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,929万5,000円とするものであります。

主なものでは、繰越明許費を追加するほか、歳入について、地方交付税を初めとする国、県にかかわる各種交付金等が年度末において確定しましたので、これを補正するものであります。

歳出においては、基金に積み立てを行い、今後における財政運営の健全化を図るものです。

詳細については、財務課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） 詳細説明の前に、先ほど大澤議員のほうからご質問がございました税条例改正の関係でご回答のほうをさせていただきたいと思っております。

新旧対照表の30ページでございました第16条第6項の中の初回車両番号の次の平仮名の「し」、漢字の手足の「手」といった表記がございましたが、これがシテイで、指と定めるという「指定」という形のミスプリントでございました。大変申しわけございませんでした。

それでは、承認第4号につきまして詳細説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお開き願いたいと思っております。まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次に、第2条、繰越明許費の補正につきましては、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正をご覧いただきたいと思っております。2款総務費、3款民生費、6款農林水産業費、8款土木費でそれぞれ1件ずつ、合計4件の事業につきましては、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の9ページ、10ページをお願いいたします。まず、歳入から申し上げます。これからご説明いたします補正予算の全般的な内容でございますが、先ほど町長の提案理由にもございましたが、3月末において国、県から交付される各種交付金や補助金について交付される額が確定したことから、繰越明許費の設定とあわせ補正を行ったものでございます。

まず、第2款1項1目地方揮発油譲与税に194万3,000円、2項1目自動車重量譲与税に148万9,000円をそれぞれ追加いたします。

3款1項1目利子割交付金では24万6,000円、4款1項1目配当割交付金では449万1,000円をそれぞれ減額いたします。

次のページ、11ページ、12ページをお願いいたします。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金を18万2,000円、6款1項1目地方消費税交付金を636万3,000円それぞれ減額いたします。

7款1項1目自動車取得税交付金につきましては、309万6,000円を追加いたします。

9款1項1目地方交付税には、3,339万5,000円を追加いたします。これは、特別交付税の追加でございます。

次のページ、13ページ、14ページをお願いいたします。10款1項1目交通安全対策特別交付金に12万円を追加いたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金等給付事業費補助金を517万9,000円減額いたします。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。15ページ、16ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の基金積立金に公共施設建設基金積立金を2,500万円追加いたします。これは、後年度の財源として積み立てるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、臨時福祉給付金について精算を行うもので、178万6,000円を減額いたします。

次のページ、17ページ、18ページでございますが、14款1項1目予備費に36万8,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（襟川仁志君） 日程第5、報告第1号 平成28年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に平成28年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第1号 平成28年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、平成28年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、町ホームページリニューアル事業など総務費関係3件、臨時福祉給付金事業（経済対策分）など民生費関係2件、小規模農村整備事業の農林水産業費関係1件並びに道路新設改良整備事業など土木費関係2件、合わせて8件の事業で、総額7,472万8,000円に係る繰越計算書の報告であります。これは、本年3月の第1回定例会において可決いただきました一般会計補正予算（第6号）並びに先ほど承認いただきました専決処分事項の一般会計補正予算（第7号）を繰越明許費として平成29年度に繰り越したものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただくものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 以上で報告を終わります。

○報告第2号の上程、説明、報告

○議長（襟川仁志君） 日程第6、報告第2号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に平成28年度千代田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第2号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご報告いたします。

繰越計算書に記載してありますとおり、平成28年度千代田町下水道事業特別会計予算に係る事業のうち、管渠整備事業の3,500万円につきまして、本年3月の第1回議会定例会におきまして可決いただきました平成28年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第4号）で繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただくものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 以上で報告を終わります。

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長（襟川仁志君） 日程第7、報告第3号 平成28年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に平成28年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。
高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第3号 平成28年度西邑楽土地開発公社決算について報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書につきましては、去る5月22日の公社理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

詳細につきましては、都市整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 石橋都市整備課長。

○都市整備課長（石橋俊昭君） それでは、報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の資料の中敷きのピンク色の色紙以降にございます決算資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。

事業の概況報告でございますが、造成地売却事業といたしまして、東部住宅団地分譲地1区画の売却に伴う収益がございました。面積、金額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、決算書の1ページにお戻りいただき、ご覧いただきたいと思っております。収支決算の状況でございます。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の総決算額が861万7,303円で、事業区分ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額でございますが、724万8,240円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。資本的収入及び支出でございます。収入の総決算額が319万3,515円で、東部住宅団地造成事業の借入金でございます。

支出の総決算額は720万6,915円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

3 ページをご覧くださいと思います。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況をあらわすものでございます。事業収益から事業原価を差し引きますと、300万円の当期総利益が発生いたしました。こちらから販売費及び一般管理費を引きますと、23万4,840円の事業損失となりました。また、事業損失に事業外収益を足し上げ、差し引きますと、136万9,063円の当期純利益となりました。

4 ページをご覧くださいと思います。貸借対照表でございますが、公社の資産状況をあらわすものでございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産の合計は11億398万3,437円で、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債が10億7,419万9,037円でございます。

次に、資本の部でございますが、千代田町からの拠出金として基本財産が300万円でございます。

次に、準備金でございますが、記載のとおり、前期繰越準備金と当期純利益を合わせて2,678万4,400円でございます。従いまして、資本合計は資本金と準備金を合わせ2,978万4,400円となり、負債資本合計が11億398万3,437円で、資産と合致しております。

5 ページ以降につきましては、財産目録等を添付してございます。また、平成29年度予算書も添付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして、以上詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 以上で報告を終わります。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第8、議案第17号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第17号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年5月に公布された行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が本年5月30日に改正施行されたことに伴い、本町の個人情報保護条例に影響が生じるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 椎名総務課長。

○総務課長（椎名信也君） それでは、議案第17号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

先ほど町長の提案理由説明にありましたとおり、平成29年5月30日から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、いわゆる行政機関個人情報保護法が改正施行され、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いについて新たに規定されました。このことを踏まえまして、本町の個人情報保護条例におきましても所要の改正を行う必要が生じたため、一部改正を実施させていただくものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元の資料の新旧対照表により説明させていただきます。右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、1ページの第2条の定義でございますが、第2号に規定する個人情報につきまして、行政機関個人情報保護法においては生存する個人に関する情報が対象となっていたため、条例におきましても対象を同様とするものでございます。また、行政機関個人情報保護法においては、新たに個人情報の定義の明確化として、指紋データや旅券番号といった個人識別符号が含まれる情報は個人情報に該当することとなったため、条例におきましても第2号の個人情報の定義につきまして、現行の氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをアと規定しまして、あわせてイとしまして、個人識別符号が含まれるものにつきましても個人情報に該当することを規定するものでございます。

続きまして、その下の第3号でございますが、新たに要配慮個人情報の定義を追加するものでございます。町が保有する個人情報に関して、本人に対する不当な差別または偏見などが生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にするため、行政機関個人情報保護法と同様に、要配慮個人情報について定義を設けるものとなっております。2ページでは、さきの第3号の追加に伴いまして、現行の第3号から第5号までを1号ずつ番号を繰り下げるものでございます。

その下の現行、第6号の公文書でございますが、電磁的記録の定義がさきの第2号、アで規定されたこととなったため、この定義を削除いたしまして、さきの第3号の追加に伴い、第6号から第8号までを1号ずつ番号を繰り下げるものでございます。

第3条の見出し、実施機関の責務等及び第5条では文言の整理を行うものでございます。

3ページの第6条、収集の制限等の第2項では、要配慮個人情報のうち、現行上、原則収集禁止としている個人情報に限り収集を制限することを規定するものとなっております。第2号では文言の整理を行うものでございます。

中段の第9条では、同じく文言の整理を行う改正となっております。

下段の第15条では、個人情報取り扱い事務を開始しようとするとき町長に届け出る事項におきまして、第6号として新たに「個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を追加するものがございます。

その下では、さきの第6号の新設によりまして、1号ずつ号番号を繰り下げ、第7号から第9号とするものがございます。

4ページになりますが、第17条、開示請求の手続では文言の整理を行うものがございます。

第18条第3号では、開示義務から除外される個人情報につきまして、「個人識別符号が含まれるもの」を追加するものがございます。同号のウにつきましては、引用している独立行政法人通則法の条項の番号及び名称が法改正により変更されているため、条項の番号及び名称を改めるものがございます。

5ページをお願いいたします。第19条、部分開示では、開示請求に係る個人情報のうち、開示請求者以外の特定の個人を識別できることとなる期日等の部分を除くことによって開示することができることを規定しておりますが、除く部分として、新たに個人識別符号を加えるものがございます。

第24条、6ページの第25条第3項、第46条の見出しにつきましては、それぞれ文言の整理を行うものがございます。

改正文に戻っていただきまして、本条例の施行期日でございますが、公布の日から施行するものがございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 千代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第9、議案第18号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第18号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案させていただきます非常勤特別職の報酬につきまして、農業委員会の委員の報酬について改正するものであります。

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が施行され、新たに設置されました農地利用最適化推進委員の報酬を追加させていただくとともに、農業委員の報酬につきまして積算の根拠を明確化し、近隣市町の農業委員の報酬額を考慮いたしまして、平均で約6.9%の増額した内容で条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、会長職が年額で37万5,600円を39万400円に、会長職務代理者が年額で22万2,000円を24万4,000円に、委員が年額で20万5,200円を21万9,600円に改め、また新たに追加いたします農地利用最適化推進委員につきましては、年額で18万3,000円とした内容に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成29年7月20日となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

[[なし]という人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時25分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（襟川仁志君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第10、議案第19号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第19号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消費税率の引き上げを財源として、平成28年4月から実施している介護保険料軽減措置につきまして、消費税率の10%への引き上げを前提に軽減対象の拡大が予定されておりましたが、消費税率引き上げが当初予定の平成29年4月から平成31年10月に延期されたため、軽減措置の拡大が見送られ、現行どおり所得段階第1段階の方のみの軽減措置が継続実施されることとなりましたので、町の条例につきましても所要の改正をするものであります。

内容につきましては、第2条第2項で定める保険料の軽減措置を適用する期間の終了年度を現行の平成28年度から平成29年度に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、条例の公布の日といたしまして、平成29年度分の保険料から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第11、議案第20号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第20号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,837万1,000円とするものであります。

補正の主な内容につきまして申し上げますと、歳入では、職員の派遣に伴う総合事務組合への負担金の追加や県補助金に農業者への支援のため、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業費補助金を追加いたします。

また、財産売払収入には、土地の売払収入を追加いたします。

歳出では、総務費において、基幹系システムの入替えに伴う工事費、町税の還付金などを追加いたします。

農林水産業費には、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業補助金、土木費には下水道事業特別会計繰出金を追加いたします。

また、教育費では予算の組み替えなども行わせていただきました。

詳細につきましては、財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、決定くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第20号につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりましてご説明申し上げますので、補正予算書の7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。

なお、説明に当たりましては、右側、説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、歳入でございます。11款分担金及び負担金、1項負担金、3目総務費負担金でございますが、群馬東部水道企業団へ職員を派遣しておりますが、その派遣職員3名分の総合事務組合負担金といたしまして派遣先から納入されるもので、196万2,000円を追加いたします。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございますが、54万円を追加いたします。これは、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業費補助金で、農業用機械の購入費用に充てるため、農業者1名分を追加するものでございます。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、法定外公共物の用途廃止による土地の売却がございましたので、286万9,000円を追加いたします。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、先ほど歳入の項目でご説明申し上げましたが、群馬東部水道企業団への派遣職員分の総合事務組合負担金、これは退職手当分の負担金となりますが、歳入額と同額の196万2,000円を追加いたします。

5目企画費では、情報システム事業のうち、基幹系システム管理事業といたしまして、工事請負費を289万5,000円追加いたします。これは、今年10月より基幹系システムの入れかえを予定しておりますが、既存のネットワークが老朽化していることから、新たなネットワークの構築とサーバーの移設に伴う工事費を追加するものでございます。

下段になります2項徴税费、2目賦課徴収費に300万円を追加いたします。これは、法人町民税の確定申告により納め過ぎとなった法人税割の過誤納金の支払いが発生し、今後、町税過誤納還付金などに不足が見込まれることから、追加をするものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の一般経費に「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業補助金54万円を追加いたしますが、これは先ほど歳入の項目でご説明申し上げましたとおり、農業者の方が農業用機械を購入する際の購入費用を助成するもので、1名分を追加するものでございます。

8款土木費、4項都市計画費、4目公共下水道費の公共下水道整備事業については、58万円を減額いたします。これは、下水道管渠整備事業について、国庫補助対象事業が当初より増加となる見込みから、事業費の精査を行った結果、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費では、東小学校において新聞を活用した授業を取り入れるため、児童用図書購入費から消耗品費へ新聞の購読料といたしまして予算の組み替えを行うものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費につきましても、人材派遣委託料を東幼稚園から西幼稚園に同額を組み替えるものでございます。

5項社会教育費、4目図書館費の図書館管理運営事業に16万2,000円を追加いたします。これは、利用者の方が借りた図書の履歴を記録するため、新たに読書手帳を作成するための費用を追加するものでございます。

6項保健体育費、4目給食センター費の共同調理場施設管理事業に58万2,000円を追加いたします。これは、給食センターの排水処理槽に曝気ブローアが2基設置してございますが、そのうち1基が故障をしております、その交換修理を行う必要があることから、修繕料を追加するものでございます。

15ページ、16ページでございますが、最後に、14款1項1目予備費から348万9,000円を減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） 1つだけお尋ねいたします。

14ページ、11番、需用費の中の図書館管理運営費、図書館管理運営事業、この中で印刷製本費として16万2,000円を計上されております。内容は、先ほどお聞きしましたが、読書手帳ということです。これはどのようなもので、また配布先とか対象者はどんなようなところでありますでしょうか。ご返答をお願いいたしますと思います。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

図書館管理運営費の印刷製本費でございます。こちらにつきましては、先ほど説明がありましたとおり、読書手帳の印刷製本費でございます。読書手帳といいますと、お薬手帳をイメージしていただければと思います。お薬手帳のように図書館の手帳につきましても、機械から借りた本がシールになって出てきまして、それを張りつけるような形にして手帳という形で、張りつけていくような手帳という形になってございます。

それで、配布先でございますが、大人から子供までご利用いただけるように、図書館のほうで希望があれば配布をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） それは希望者ということだけであって、そうするともっと一生懸命図書館を利用していただけるような啓蒙にはちょっと不足かなと思うのですけれども、可能な限り多数の方に図書館を利用していただけるように配布方法を考えたほうがいいのかと思います。もう一度お考えを、答弁お願いしたいと思います。

○議長（襟川仁志君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

確かに希望者ということだと、対象者は減ってしまうというご懸念もあろうかと思えます。夏以降の配布を今予定をしているところなのですけれども、そのときにはやはり広報等で周知をいたしまして、配布に当たっては図書館等で配布をしますが、例えば小学生全員とか、ある程度全世帯に配ってしまっても利用しない方もおまして、ならば利用される方が有効に使っていただくというような考えで作成いたしますので、やはり事前に広報等で周知をいたしまして、なるべく一人でも多くの方に使っていただけるように周知を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（襟川仁志君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 平成29年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第12、議案第21号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第21号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ942万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,773万3,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入につきまして、国庫支出金を追加するとともに、繰入金では減額としております。

歳出では、事業費の管渠整備事業において工事費を追加するものでございます。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 小暮環境保健課長。

○環境保健課長（小暮秀樹君） それでは、議案第21号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、3款1項国庫補助金について1,000万円を追加いたします。これは、歳出の事業費にて単独事業として当初予算に計上していただきました委託業務が一部国の補助対象となることから、補助金を追加するものでございます。

5款1項一般会計繰入金につきましては、管渠整備事業で国庫補助金が増加となることから、事業費の精査により58万円を減額するものでございます。

8款1項町債につきましては、事業費における補助分と単独分の組み替えでございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。2款1項1目管渠整備費の管渠整備事業、国庫補助管渠整備事業でございますが、先ほど歳入でもご説明させていただきました設計委託料の4,000万円を単独事業から国庫補助事業へ移行するものでございます。また、管渠整備工事費につきましても、単独事業から補助対象事業へ一部移行し、730万円を追加いたします。

次に、単独管渠整備事業については、先ほど補助事業に移行した委託費を4,000万円減額するとともに、管渠整備工事費において、舞木地内の主要地方道足利千代田線、監物橋周辺において補修を行うための費用を追加し、一部管渠補助事業に移行した分との差額約50万円を追加するものでございます。

公共ます設置事業につきましては、区画整理地内において、民間開発によります土地の分割が行われますことから、公共ますの設置されていない箇所への工事費用を追加するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 平成29年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） 日程第13、議案第22号 千代田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第22号 千代田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、同法第8条第1項の規定により、農業委員会の委員を町長が任命するに当たっては、同法第8条第5項の規定により、認定農業者が委員の過半数を占めることとされております。ただし、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合は、例外措置といたしまして、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及びこれに準ずる者とすることができますが、そのためには農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定により、議会の同意を得ることとされております。

今回、この後農業委員会の委員の任命を上程させていただきますが、候補者が9人のうち、認定農業者及びそれに準ずる者は4人でありますので、委員の過半数を満たしていないことから、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 千代田町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○同意第2号～同意第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） お諮りいたします。

日程第14、同意第2号から日程第16、同意第4号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてから日程第16、同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてまで3件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ただいま一括上程されました同意第2号から第4号までの千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員について、小林義司氏、岩橋逸男氏、加藤耕司氏の3名を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号の小林義司氏におかれましては、地元第13区の生活環境委員や区長を経て、平成19年6月より本審査会の委員として、また平成20年4月からは会長として活躍をいただいております。

また、同意第3号の岩橋逸男氏におかれましては、長年にわたり大手電機メーカーにおいて、企業情報の公開や顧客の個人情報の保護に携わり、その経験を生かし、平成20年4月より本審査会の委員としてご活躍をいただいております。

最後に、同意第4号の加藤耕司氏におかれましては、長年にわたり大手電機メーカー等において、内部情報の取り扱いを行う事務を主に担当され、退職後には第7区の区長としてご活躍をされ、平成27年6月より本審査会の委員として活躍をいただいております。

以上3名の方々は、これまでの委員実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、引き続き委員に委嘱いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより3議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

同意第2号から同意第4号までを1議案ごとに採決いたします。

初めに、同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第5号～同意第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（襟川仁志君） お諮りいたします。日程第17、同意第5号から日程第25、同意第13号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、同意第5号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第25、同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまで、以上9件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（襟川仁志君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ただいま一括上程されました同意第5号から同意第13号までの千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会の委員の任期が平成29年7月19日で満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、同意第5号 木崎在住の石川泰廣氏におかれましては認定農業者となっております農事組合の構成員であるとともに、現在農業委員としてもご活躍されております。農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農事組合法人木崎より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第6号、福島在住の今井恒也氏におかれましては、現在農業委員としてご活躍されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第12行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第7号、赤岩在住の大出泰之氏におかれましては、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、認定農業者協議会より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第8号、赤岩在住の柿沼秀美氏、女性におかれましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項で、委員の任命には農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと定められていることから、農業者以外で中立な立場で公正な判断ができる方として、第2行政区より農業委員として適任者であると推薦をさせていただきます。

次に、同意第9号、赤岩在住の加藤孝雄氏におかれましては、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、認定農業者協議会より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第10号、舞木在住の木町光夫氏におかれましては、現在農業委員としてご活躍されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、舞木地区農業者より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第11号、上五箇在住の栗原寛氏におかれましては、現在農業委員として活躍をされており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、上五箇地区農業者より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第12号、下中森在住の小暮茂子氏、女性におかれましては、長年にわたり農業に従事されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、第7行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

最後に、同意第13号、鍋谷在住の蛭間泰四郎氏におかれましては、認定農業者であるとともに、現在農業委員としてもご活躍をされており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、公募により、みずから意欲を持ち、応募された方であります。

以上、9名につきまして提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（襟川仁志君） 説明が終わりましたので、これより9議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（襟川仁志君） 討論を終結いたします。

同意第5号から同意第13号までを1議案ごとに採決いたします。

初めに、同意第5号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案ど

おり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第10号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第11号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第12号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（襟川仁志君） 起立全員であります。

よって、同意第13号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（襟川仁志君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから15日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、15日まで休会といたします。

なお、あす13日火曜日は総務文教常任委員会、14日水曜日は福祉産業常任委員会を、それぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

○散会の宣告

○議長（襟川仁志君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時35分）

平成29年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年6月16日（金）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	高橋祐二君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	襟川仁志君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	椎名信也君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	小暮秀樹君
経済課長兼 農業委員兼 農事務局長	荒井稔君
都市整備課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	小寺晴美君

教育委員会
事務局長

宗川正樹君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長
書記
書記

田村恵子
安西菜月
久保田新一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（襟川仁志君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（襟川仁志君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（襟川仁志君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（襟川仁志君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。平成29年第2回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9日から本日までの8日間、議員各位には条例改正や補正予算、人事案件等の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、また一般質問での提言を初め各常任委員会では建設的なご意見やご指摘をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。ご指摘等の中で、町が検討すべき点や未対応となっている点につきましては、それぞれ担当部署と協議をし、早目にその結果をお示しできるよう努力してまいります。

さて、人口減少の影響からか、人口の少ない一部の自治体では議員の担い手不足などの課題が表面化しております。議会にかわる町村議会の設置を検討しているといったニュースが新聞等で伝えられております。国では、維持策を含め町村議会のあり方についての検討を始めるとのことでありますが、

議会の廃止は地方自治の原則でもある二元代表制の破壊にもつながりかねず、直接民主制の移行は課題も多く、慎重な対応が求められるかと思えます。幸いにも、本町におきましては選挙で選ばれた皆様が民意を反映させるため、この議場においてしっかりと議論を展開していただいております。私も二元代表制の一翼を担う立場として、改めて適切な事務の管理、執行に努めてまいる決意をした次第であります。今後、新規工業団地や都市計画道路、そしてふれあいタウン内の商業用地など町の未来を見据えた大きな事業が本格的に動き出すこととなります。これまで以上に相互のチェック、バランスの関係を保ちながら行政運営を進めていく必要がありますので、議員各位におかれましては、引き続きまして町民の幸せのため、日々の議員活動にご精進いただくことをお願い申し上げます。

また、本年度は、町制施行35周年の節目の年でもあります。先月14日、東国原さんを迎えてのまちづくり講演会から始まり、今月3日には、NHK「俳句王国がゆく」の公開収録も行いました。こちらは来月16日に放送予定でありますので、ぜひご覧になっていただきたいと思えます。

来月以降も毎月1つのペースで各種記念行事が予定されております。これらも節目の年にふさわしく、町の未来予想図、将来のグランドデザインに向けて、皆さんとともに議論を通して英知を結集して、本町の発展や活性化につながるような事業展開を心がけてまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意をされ、それぞれの立場でますますのご活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（襟川仁志君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9日から本日まで8日間にわたり平成29年第2回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始熱心にご審議を賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

今定例会においては、6名の議員による一般質問と、町長提案の承認、報告、補正予算、人事案件など、十分な議論を行いながら、円滑な議会運営が図られました。人事案件では、9名の農業委員が同意され、これからの千代田町の農業の発展のために、農業委員会が円滑に進むよう期待するところでもあります。

一般質問であります。千代田町では通告制をとっております。質問の要旨をよく理解して、かみ合う答弁、質問をされますようお願い申し上げますとともに、議員各位には一問一答というものをよく熟知して、活発な議論ができますようお願いを申し上げる次第でございます。

町制35周年事業では、これまですばらしい企画の事業が行われております。町民や町外の方から、千代田町に愛着を持ち、希望あふれる町になるよう、これからもまちづくりに取り組んでいかなければ

ばなりません。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望やご意見等を尊重していただき、地方創生や町行政の執行に十分反映されますよう、ご検討をお願い申し上げます。

また、このたび議場の電灯をLEDにかえていただきました。明るい雰囲気の中、皆さんのお顔の表情もよゆうかがうことができました。明るい議場で更に活発な議論の場となるようにご期待を申し上げます。

結びになりますが、今定例会の運営に当たり、ご協力いただきました町当局に対しまして心から感謝を申し上げます。

梅雨が明けますと暑い日が続きますが、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、平成29年第2回千代田町議会定例会を閉会とさせていただきます。

長い間、大変ご苦勞さまでした。

閉 会 （午前 9時07分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成29年 月 日

千代田町議会議長 襟 川 仁 志

①署名議員 川 田 延 明

②署名議員 高 橋 祐 二